

令和6年度
新潟県賃金労働時間等実態調査
結果報告書

はたらく！キ
やすむ！キ
変える！キ
！キめく未来に。

～新潟県働き方改革応援キャッチフレーズ～

新潟県産業労働部しごと定住促進課



新潟県

は し が き

本調査は、県内民間企業における賃金、労働時間等、最も基本的な労働条件の実態を把握するため、昭和 41 年度から毎年実施しているものです。本年度の調査においても多数の事業所から御協力をいただき、調査結果を取りまとめることができました。

調査の集計に当たりましては、新規学卒者の求人状況、初任給、所定労働時間、年間休日数、休暇制度、多様で柔軟な働き方の導入状況、仕事と家庭の両立を支援する育児・介護休業制度の普及及び利用の実態、職場のハラスメント等について調査を行いました。

本報告書が労使の方々をはじめ、広く関係各位においてご活用いただければ幸いです。

ご多忙中にもかかわらず、本調査に格別のご協力をいただきました関係事業所の皆様方に深く感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

新潟県産業労働部しごと定住促進課

目 次

I 調査方法の概要	1
II 調査結果の概要	3
III 調査結果の分析	4
1 企業全体の現況	4
2 事業所の現況	5
3 新規学卒者の求人状況	8
4 初任給	9
5 労働時間制度	11
6 年間休日数	20
7 年次有給休暇	21
8 特別休暇制度	23
9 多様で柔軟な働き方の導入状況	24
10 育児休業制度・育児のための休暇制度	29
11 仕事と家庭の両立のための支援制度	31
12 職場のハラスメント	41
特別集計（就業形態別集計）	43
調査票	45

※ 付属統計表につきましては、本調査結果とともに新潟県ホームページに掲載しています。

【ホームページアドレス】

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/r6chingin.html>

I 調査方法の概要

1 調査の目的

本調査は、昭和 41 年度から毎年実施しているもので、県内の民間事業所に雇用されている常用労働者の賃金、労働時間等の実態を明らかにし、労務管理の改善、労使関係の安定のための基礎資料とすることを目的に、毎年7月に実施しているものである。

2 調査対象産業

日本標準産業分類(令和5年6月改定)に定める産業分類が「農業、林業」「漁業」及び「公務」を除く産業

3 調査事項

- ・企業全体の現況
- ・事業所の現況
- ・新規学卒者の求人状況
- ・初任給
- ・労働時間制度
- ・年間休日数
- ・年次有給休暇
- ・特別休暇制度
- ・多様で柔軟な働き方の導入状況
- ・育児休業制度・育児のための休暇制度
- ・仕事と家庭の両立のための支援制度
- ・職場のハラスメント

4 調査事業所

令和4年経済センサス活動調査名簿に基づき、常用雇用者規模 10 人以上を雇用する事業所から、産業別・従業者規模別に無作為に抽出した事業所とする。

調査対象事業所は 2,900 事業所で、そのうち有効回答があった 1,314 事業所(有効回答率 45.3%)について集計した。

5 調査時点

令和6年7月 31 日現在で調査を実施した。初任給についても7月の確定初任給について調査した。

6 集計方法

調査事項については、各事業所を1単位とする単純算術平均とした。ただし、初任給については、新規採用者数をウェイトとする加重算術平均とした。

7 賃金の分類

初任給については、所定内賃金から生活補助給部門を除いた額としている。

8 調査結果利用上の注意

- (1) 構成比、増減率等の計算に当たっては、小数点以下第2位を四捨五入した。このため、構成比については合計が必ずしも 100 パーセントにならない。
- (2) 各調査項目においては、回答があった事業所のみ集計しているため、必ずしも「4 調査対象事業所」の有効回答があった事業所数と集計対象の合計事業所数は一致しない。
- (3) 育児休業制度・育児のための休暇制度について、令和6年度調査より、調査の基準となる出産した者(配偶者が出産した男性労働者を含む)の対象期間を、「調査実施前年7月1日から翌年6月 30 日までの1年間」から「調査実施前々年8月1日から翌年7月 31 日までの1年間」に変更した。
- (4) 仕事と家庭の両立のための支援制度について、令和7年4月1日から段階的に施行される育児・介護休業法の改正を踏まえ、令和6年度調査より、調査内容を一部変更した。

〔主な用語の説明〕

1 企業規模

中小企業 … 企業全体において常時使用する従業員が300人以下(「情報通信業」、「卸売業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では100人以下、「小売業」、「飲食サービス業」では50人以下)、又は資本金3億円以下(「卸売業」では1億円以下、「情報通信業」、「小売業」、「飲食サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では5,000万円以下)の企業をいう。

大企業 … 中小企業以外の企業をいう。

2 常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者をいう。

- (1) 期間を定めずに雇われている労働者
- (2) 1か月を超える期間を定めて雇用されている労働者
- (3) 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、5月、6月にそれぞれ18日(パートの場合は10日)以上雇われた労働者

3 就業形態

一般労働者 … 常用労働者のうち、一般的な所定労働時間が適用されている労働者のことで、正社員及びその他労働者をいう。

正社員 … 一般労働者のうち、事業所において正社員及び正職員とする労働者をいう。

その他労働者 … 一般労働者のうち、正社員やパートタイム労働者に当てはまらない労働者をいう。(嘱託職員、契約社員、有期雇用社員等)

パートタイム労働者 … 常用労働者のうち、1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が、同一の事業所に雇用される一般労働者より少ない者をいう。

4 職種

管理・監督 … 会社の事務部門、生産部門のなかで、部長、課長、係長などのように監督的業務に従事する者をいう。なお、生産部門においては作業に従事しない職長、組長などの監督的地位にある者も含む。

事務・技術 … 経理、営業、人事、福利厚生等の事務局業務に従事する者や、研究、設計、看護等の特殊技術をもっている者をいう。

生産 … 生産現場、建設現場、販売及び自動車の運転等に従事する者をいう。

5 表の記号説明

「X」 … サンプルが少ないため秘匿

「-」又は空欄 … 該当数字なし

「0」又は「0.0」 … 単位未満

Ⅱ 調査結果の概要

1 企業全体の現況

集計対象となった事業所は 1,314 事業所で、このうち中小企業は 1,083 事業所(82.4%)、大企業は 231 事業所(17.6%)となっている。(第1表)

2 事業所の現況

集計対象となった一般労働者は 48,425 人で、このうち男性は 29,603 人(61.1%)、女性は 18,822 人(38.9%)となっている。(第3表)

3 新規学卒者の求人状況

令和6年度の新規学卒者の採用充足率は、高校卒 43.0%、大学卒 43.7%となっている。(第9表)

4 初任給

令和6年度の確定初任給は、高校卒事務・技術 185,653 円、高校卒生産 189,172 円、専門学校卒事務・技術 183,859 円、専門学校卒生産 190,848 円、短大・高専卒事務・技術 190,589 円、短大・高専卒生産 186,717 円、大学卒事務・技術 210,627 円、大学卒生産 209,482 円、大学院卒事務・技術 240,719 円となっている。(第 11 表)

5 労働時間制度

1日あたりの所定労働時間は7時間 46 分、1週あたりの所定労働時間は 38 時間 49 分となっている(第 12 表)。変形労働時間制を採用している事業所の割合は 63.8%で、規模別では中小企業が 62.9%、大企業が 68.0%となっている。(第 16 表)

6 年間休日数

令和6年1月から令和6年 12 月までの1年間における休日数は 113.6 日となっている(第 21 表)。

7 年次有給休暇

年次有給休暇の取得日数は、規模計で 10.7 日(取得率 65.6%)、中小企業で 10.6 日(同 64.6%)、大企業で 11.1 日(同 68.5%)となっている。(第 22 表)

8 特別休暇制度

特別休暇制度を導入している事業所のうち、規模計で夏季休暇が 36.8%、病気休暇が 36.2%、リフレッシュ休暇が 13.3%、ボランティア休暇が 9.0%、教育訓練休暇が 4.6%、骨髄ドナー休暇が 4.9%、慶弔休暇が 89.1%、記念日休暇が 6.8%となっている。(第 25 表)

9 多様で柔軟な働き方の導入状況

多様で柔軟な働き方を可能とする制度において、最も多く導入されている制度は「年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度」で 83.3%となっている。(第 26 表)

10 育児休業制度・育児のための休暇制度

令和4年8月1日から令和5年7月 31 日までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む)のうち、令和6年7月 31 日までに育児休業制度を利用した者(予定含む)の割合は、男性が 44.9%、女性が 87.8%となっている。(第 31 表)

11 仕事と家庭の両立のための支援制度

仕事と家庭の両立のための支援制度において、最も多く就業規則や労働協約等に規定されている制度は、育児に関するものについては「短時間勤務制度」が 76.3%(第 33 表)、介護に関するものについては「介護休暇制度」が 80.3%となっている。(第 36 表)

12 職場のハラスメント

令和5年4月から令和6年3月までの1年間に、労働者からハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所の割合は、12.9%となっている。(第 38 表)

Ⅲ 調査結果の分析

1 企業全体の現況

集計対象となった事業所は1,314事業所で、このうち中小企業は1,083事業所(82.4%)、大企業は231事業所(17.6%)となっている。(第1表)

また、集計事業所の労働組合組織状況は、労働組合「有」の割合が20.3%となっている。規模別にみると、労働組合「有」の割合が中小企業は11.7%、大企業は60.9%と大企業の方が高くなっている。(第2表)

第1表 産業別・規模別集計事業所数内訳

単位:事業所

区 分	規 模 計	中 小 企 業	大 企 業
産 業 計	1,314 (100.0 %)	1,083 (82.4 %)	231 (17.6 %)
鉱業、採石業、砂利採取業	3 (0.2 %)	1 (0.1 %)	2 (0.2 %)
建 設 業	193 (14.7 %)	183 (13.9 %)	10 (0.8 %)
製 造 業	229 (17.4 %)	220 (16.7 %)	9 (0.7 %)
電気・ガス・熱供給・水道業	6 (0.5 %)	5 (0.4 %)	1 (0.1 %)
情報通信業	17 (1.3 %)	14 (1.1 %)	3 (0.2 %)
運輸業、郵便業	72 (5.5 %)	63 (4.8 %)	9 (0.7 %)
卸売業、小売業	236 (18.0 %)	183 (13.9 %)	53 (4.0 %)
金融業、保険業	37 (2.8 %)	19 (1.4 %)	18 (1.4 %)
不動産業、物品賃貸業	16 (1.2 %)	15 (1.1 %)	1 (- %)
学術研究、専門・技術サービス業	34 (2.6 %)	27 (2.1 %)	7 (0.5 %)
宿泊業、飲食サービス業	48 (3.7 %)	41 (3.1 %)	7 (0.5 %)
生活関連サービス業、娯楽業	33 (2.5 %)	25 (1.9 %)	8 (0.6 %)
教育、学習支援業	48 (3.7 %)	34 (2.6 %)	14 (1.1 %)
医療、福祉	239 (18.2 %)	179 (13.6 %)	60 (4.6 %)
複合サービス事業	23 (1.8 %)	10 (0.8 %)	13 (1.0 %)
サービス業(他に分類されないもの)	80 (6.1 %)	64 (4.9 %)	16 (1.2 %)

※()内は、全体に占める割合

第2表 労働組合組織状況

単位:事業所

区 分		規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
		計	組合有	組合無	計	組合有	組合無	計	組合有	組合無
産 業 計	事業所数	1,292	262	1,030	1,067	125	942	225	137	88
	割合(%)	(100.0)	(20.3)	(79.7)	(100.0)	(11.7)	(88.3)	(100.0)	(60.9)	(39.1)

2 事業所の現況

(1) 集計労働者数

ア 男女別・産業別構成

集計対象となった一般労働者（以下「集計労働者」という）は 48,425 人で、男性が 29,603 人（61.1%）、女性が 18,822 人（38.9%）となっている。産業別の構成比をみると、「製造業」が 31.0%と最も多くなっている。（第3表）

第3表 集計労働者の男女別・産業別構成

区 分	計		男 性	女 性	男女別構成比	
	集 計 数	構 成 比			男 性	女 性
	人	%	人	人	%	%
産 業 計	48,425	100.0	29,603	18,822	61.1	38.9
鉱業、採石業、砂利採取業	270	0.6	233	37	86.3	13.7
建 設 業	5,005	10.3	4,297	708	85.9	14.1
製 造 業	15,033	31.0	10,630	4,403	70.7	29.3
電気・ガス・熱供給・水道業	242	0.5	207	35	85.5	14.5
情報通信業	912	1.9	682	230	74.8	25.2
運輸業、郵便業	2,418	5.0	2,114	304	87.4	12.6
卸売業、小売業	5,490	11.3	3,458	2,032	63.0	37.0
金融業、保険業	813	1.7	387	426	47.6	52.4
不動産業、物品賃貸業	252	0.5	141	111	56.0	44.0
学術研究、専門・技術サービス業	900	1.9	650	250	72.2	27.8
宿泊業、飲食サービス業	843	1.7	399	444	47.3	52.7
生活関連サービス業、娯楽業	784	1.6	392	392	50.0	50.0
教育、学習支援業	1,887	3.9	779	1,108	41.3	58.7
医療、福祉	8,951	18.5	2,289	6,662	25.6	74.4
複合サービス事業	1,825	3.8	1,070	755	58.6	41.4
サービス業(他に分類されないもの)	2,800	5.8	1,875	925	67.0	33.0

イ 規模別構成

集計労働者の構成を規模別にみると、中小企業が 32,704 人（67.5%）、大企業が 15,721 人（32.5%）となっている。産業別にみると、「建設業」で中小企業の割合が 94.2%と高く、「複合サービス事業」で大企業の割合が 89.3%と高くなっている。（第4表）

第4表 集計労働者の規模別構成

区 分	規模計		中 小 企 業		大 企 業	
	集 計 数	構 成 比	集 計 数	構 成 比	集 計 数	構 成 比
	人	%	人	%	人	%
産 業 計	48,425	100.0	32,704	67.5	15,721	32.5
鉱業、採石業、砂利採取業	270	100.0	217	80.4	53	19.6
建 設 業	5,005	100.0	4,714	94.2	291	5.8
製 造 業	15,033	100.0	10,344	68.8	4,689	31.2
電気・ガス・熱供給・水道業	242	100.0	58	24.0	184	76.0
情報通信業	912	100.0	662	72.6	250	27.4
運輸業、郵便業	2,418	100.0	1,837	76.0	581	24.0
卸売業、小売業	5,490	100.0	3,975	72.4	1,515	27.6
金融業、保険業	813	100.0	494	60.8	319	39.2
不動産業、物品賃貸業	252	100.0	232	92.1	20	7.9
学術研究、専門・技術サービス業	900	100.0	596	66.2	304	33.8
宿泊業、飲食サービス業	843	100.0	548	65.0	295	35.0
生活関連サービス業、娯楽業	784	100.0	604	77.0	180	23.0
教育、学習支援業	1,887	100.0	1,197	63.4	690	36.6
医療、福祉	8,951	100.0	4,816	53.8	4,135	46.2
複合サービス事業	1,825	100.0	196	10.7	1,629	89.3
サービス業(他に分類されないもの)	2,800	100.0	2,214	79.1	586	20.9

(2) 障害者雇用

障害者を雇用している事業所は、中小企業 248 事業所、大企業 89 事業所で、これらは全体のそれぞれ 22.9%、38.5%となっている。(第5表)

常用労働者 60,636 人のうち障害者は中小企業で 796 人、大企業で 326 人となっており、これらは全体のそれぞれ 2.0%、1.6%となっている。(第6表)

第5表 産業別・規模別障害者雇用事業所数内訳

単位:事業所

区 分	規 模 計 事業所数	中 小 企 業			大 企 業		
		事業所数	雇用事業所数	割合	事業所数	雇用事業所数	割合
産 業 計	1,314	1,083	248	22.9%	231	89	38.5%
鉱業、採石業、砂利採取業	3	1	1	100.0	2	-	-
建設業	193	183	30	16.4	10	2	20.0
製造業	229	220	71	32.3	9	8	88.9
電気・ガス・熱供給・水道業	6	5	-	-	1	1	100.0
情報通信業	17	14	4	28.6	3	2	66.7
運輸業、郵便業	72	63	10	15.9	9	3	33.3
卸売業、小売業	236	183	42	23.0	53	18	34.0
金融業、保険業	37	19	3	15.8	18	1	5.6
不動産業、物品賃貸業	16	15	3	20.0	1	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	34	27	1	3.7	7	2	28.6
宿泊業、飲食サービス業	48	41	13	31.7	7	4	57.1
生活関連サービス業、娯楽業	33	25	6	24.0	8	-	-
教育、学習支援業	48	34	3	8.8	14	6	42.9
医療、福祉	239	179	49	27.4	60	26	43.3
複合サービス事業	23	10	2	20.0	13	10	76.9
サービス業(他に分類されないもの)	80	64	10	15.6	16	6	37.5

第6表 産業別・規模別障害者の雇用状況

区 分	規 模 計 常用労働者数	中 小 企 業			大 企 業		
		常用労働者数	うち 障害者数	割合	常用労働者数	うち 障害者数	割合
産 業 計	60,636	40,044	796	2.0%	20,592	326	1.6%
鉱業、採石業、砂利採取業	272	217	1	0.5	55	-	-
建設業	5,137	4,838	55	1.1	299	2	0.7
製造業	16,679	11,708	453	3.9	4,971	88	1.8
電気・ガス・熱供給・水道業	259	75	-	-	184	3	1.6
情報通信業	932	678	7	1.0	254	4	1.6
運輸業、郵便業	3,002	2,335	16	0.7	667	4	0.6
卸売業、小売業	8,705	5,578	76	1.4	3,127	47	1.5
金融業、保険業	906	514	9	1.8	392	2	0.5
不動産業、物品賃貸業	350	330	3	0.9	20	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,012	683	1	0.1	329	5	1.5
宿泊業、飲食サービス業	1,443	1,062	28	2.6	381	6	1.6
生活関連サービス業、娯楽業	1,155	867	12	1.4	288	-	-
教育、学習支援業	2,631	1,567	6	0.4	1,064	12	1.1
医療、福祉	11,956	6,452	96	1.5	5,504	95	1.7
複合サービス事業	1,901	227	4	1.8	1,674	35	2.1
サービス業(他に分類されないもの)	4,296	2,913	29	1.0	1,383	23	1.7

注: 割合については単純計算であり、障害者の法定雇用率とは一致しない。

(3) 職種別

常用労働者のうち管理・監督的業務に従事する者の男女比は、男性が80.3%、女性が19.7%となっている。(第7表)

第7表 産業別・規模別・性別 管理・監督的業務従事状況

区分	規模計						中小企業						大企業					
	常用労働者数	管理・監督的業務	うち男性	割合	うち女性	割合	常用労働者数	管理・監督的業務	うち男性	割合	うち女性	割合	常用労働者数	管理・監督的業務	うち男性	割合	うち女性	割合
	人	人	人	%	人	%	人	人	人	%	人	%	人	人	人	%	人	%
産業計	60,636	6,033	4,847	80.3	1,186	19.7	40,044	3,993	3,284	82.2	709	17.8	20,592	2,040	1,563	76.6	477	23.4
鉱業、採石業、砂利採取業	272	67	67	100.0	-	-	217	61	61	100.0	-	-	55	6	6	100.0	-	-
建設業	5,137	732	674	92.1	58	7.9	4,838	667	610	91.5	57	8.5	299	65	64	98.5	1	1.5
製造業	16,679	1,789	1,573	87.9	216	12.1	11,708	1,250	1,088	87.0	162	13.0	4,971	539	485	90.0	54	10.0
電気・ガス・熱供給・水道業	259	17	17	100.0	-	-	75	7	7	100.0	-	-	184	10	10	100.0	-	-
情報通信業	932	216	191	88.4	25	11.6	678	160	144	90.0	16	10.0	254	56	47	83.9	9	16.1
運輸業、郵便業	3,002	185	163	88.1	22	11.9	2,335	148	128	86.5	20	13.5	667	37	35	94.6	2	5.4
卸売業、小売業	8,705	850	719	84.6	131	15.4	5,578	613	519	84.7	94	15.3	3,127	237	200	84.4	37	15.6
金融業、保険業	906	146	104	71.2	42	28.8	514	95	74	77.9	21	22.1	392	51	30	58.8	21	41.2
不動産業、物品賃貸業	350	29	16	55.2	13	44.8	330	24	11	45.8	13	54.2	20	5	5	100.0	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,012	232	201	86.6	31	13.4	683	153	122	79.7	31	20.3	329	79	79	100.0	-	-
宿泊業、飲食サービス業	1,443	119	97	81.5	22	18.5	1,062	60	49	81.7	11	18.3	381	59	48	81.4	11	18.6
生活関連サービス業、娯楽業	1,155	115	85	73.9	30	26.1	867	86	64	74.4	22	25.6	288	29	21	72.4	8	27.6
教育、学習支援業	2,631	192	124	64.6	68	35.4	1,567	112	69	61.6	43	38.4	1,064	80	55	68.8	25	31.3
医療、福祉	11,956	757	379	50.1	378	49.9	6,452	378	189	50.0	189	50.0	5,504	379	190	50.1	189	49.9
複合サービス事業	1,901	377	260	69.0	117	31.0	227	13	8	61.5	5	38.5	1,674	364	252	69.2	112	30.8
サービス業(他に分類されないもの)	4,296	210	177	84.3	33	15.7	2,913	166	141	84.9	25	15.1	1,383	44	36	81.8	8	18.2

(4) 雇用形態別

常用労働者のうち正社員の割合は68.2%となっている。男性の常用労働者のうち正社員の割合は79.2%で、女性の常用労働者のうち正社員の割合は54.8%となっている。(第8表)

第8表 常用労働者の産業別・性別・雇用形態別構成

区分	計						男性						女性					
	常用労働者数	うち正社員	割合	うち正社員以外	割合		男性	うち正社員	割合	うち正社員以外	割合	女性	うち正社員	割合	うち正社員以外	割合		
	人	人	%	人	%		人	人	%	人	%	人	人	%	人	%		
産業計	60,636	41,347	68.2	19,289	31.8		33,242	26,331	79.2	6,911	20.8	27,394	15,016	54.8	12,378	45.2		
鉱業、採石業、砂利採取業	272	229	84.2	43	15.8		234	196	83.8	38	16.2	38	33	86.8	5	13.2		
建設業	5,137	4,744	92.3	393	7.7		4,366	4,077	93.4	289	6.6	771	667	86.5	104	13.5		
製造業	16,679	12,921	77.5	3,758	22.5		11,077	9,475	85.5	1,602	14.5	5,602	3,446	61.5	2,156	38.5		
電気・ガス・熱供給・水道業	259	234	90.3	25	9.7		221	201	91.0	20	9.0	38	33	86.8	5	13.2		
情報通信業	932	887	95.2	45	4.8		687	663	96.5	24	3.5	245	224	91.4	21	8.6		
運輸業、郵便業	3,002	2,223	74.1	779	25.9		2,491	1,950	78.3	541	21.7	511	273	53.4	238	46.6		
卸売業、小売業	8,705	4,657	53.5	4,048	46.5		4,253	3,131	73.6	1,122	26.4	4,452	1,526	34.3	2,926	65.7		
金融業、保険業	906	762	84.1	144	15.9		392	373	95.2	19	4.8	514	389	75.7	125	24.3		
不動産業、物品賃貸業	350	228	65.1	122	34.9		171	138	80.7	33	19.3	179	90	50.3	89	49.7		
学術研究、専門・技術サービス業	1,012	835	82.5	177	17.5		662	599	90.5	63	9.5	350	236	67.4	114	32.6		
宿泊業、飲食サービス業	1,443	578	40.1	865	59.9		571	305	53.4	266	46.6	872	273	31.3	599	68.7		
生活関連サービス業、娯楽業	1,155	502	43.5	653	56.5		505	270	53.5	235	46.5	650	232	35.7	418	64.3		
教育、学習支援業	2,631	1,466	55.7	1,165	44.3		1,039	622	59.9	417	40.1	1,592	844	53.0	748	47.0		
医療、福祉	11,956	7,631	63.8	4,325	36.2		3,118	1,976	63.4	1,142	36.6	8,838	5,655	64.0	3,183	36.0		
複合サービス事業	1,901	1,585	83.4	316	16.6		1,103	913	82.8	190	17.2	798	672	84.2	126	15.8		
サービス業(他に分類されないもの)	4,296	1,865	43.4	2,431	56.6		2,352	1,442	61.3	910	38.7	1,944	423	21.8	1,521	78.2		

3 新規学卒者の求人状況

(1) 新規学卒者の採用充足状況

令和6年度の新規学卒者(令和6年3月卒業)の採用充足率は、高校卒 43.0%、大学卒 43.7%となっている。規模別にみると、高校卒の中小企業では 32.7%、大企業では 62.7%、大学卒の中小企業では 40.1%、大企業では 49.4%であった。(第9表)

第9表 新規学卒者の採用充足状況

単位:事業所、人、%

区分	高校卒				大学卒				その他			
	採用活動を行った事業所数	求人数(採用予定人数)	充足数(採用数)	充足率	採用活動を行った事業所数	求人数(採用予定人数)	充足数(採用数)	充足率	採用活動を行った事業所数	求人数(採用予定人数)	充足数(採用数)	充足率
規模計	251	823	354	43.0	229	623	272	43.7	229	484	261	53.9
中小企業	208	539	176	32.7	176	384	154	40.1	175	338	166	49.1
鉱業、採石業、砂利採取業	1	X	X	X	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	61	139	35	25.2	36	66	21	31.8	30	56	9	16.1
製造業	55	176	69	39.2	36	93	27	29.0	32	61	29	47.5
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	8	36	15	41.7	3	8	7	87.5
運輸業、郵便業	7	16	8	50.0	1	X	X	X	—	—	—	—
卸売業、小売業	35	112	28	25.0	29	55	16	29.1	28	46	19	41.3
金融業、保険業	—	—	—	—	10	14	14	100.0	2	X	X	X
不動産業、物品賃貸業	1	X	X	X	—	—	—	—	3	3	3	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	7	9	4	44.4	7	13	7	53.8	6	8	2	25.0
宿泊業、飲食サービス業	8	15	13	86.7	4	17	10	58.8	6	11	7	63.6
生活関連サービス業、娯楽業	3	8	6	75.0	3	7	5	71.4	4	6	3	50.0
教育、学習支援業	—	—	—	—	2	X	X	X	12	29	23	79.3
医療、福祉	20	33	5	15.2	34	63	28	44.4	42	72	37	51.4
複合サービス事業	3	3	3	100.0	—	—	—	—	1	X	X	X
サービス業(他に分類されないもの)	7	12	5	41.7	6	11	7	63.6	6	34	25	73.5
大企業	43	284	178	62.7	53	239	118	49.4	54	146	95	65.1
鉱業、採石業、砂利採取業	1	X	X	X	—	—	—	—	1	X	X	X
建設業	—	—	—	—	1	X	X	X	1	X	X	X
製造業	8	182	150	82.4	4	33	22	66.7	6	11	16	145.5
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	1	X	X	X	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	3	13	8	61.5	2	X	X	X
運輸業、郵便業	4	5	3	60.0	1	X	X	X	—	—	—	—
卸売業、小売業	13	57	10	17.5	10	59	18	30.5	8	32	5	15.6
金融業、保険業	1	X	X	X	3	3	3	100.0	1	X	X	X
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	1	X	X	X	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2	X	X	X	2	X	X	X	1	X	X	X
宿泊業、飲食サービス業	1	X	X	X	2	X	X	X	4	11	9	81.8
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	1	X	X	X
教育、学習支援業	—	—	—	—	2	X	X	X	1	X	X	X
医療、福祉	7	9	2	22.2	16	45	23	51.1	22	63	45	71.4
複合サービス事業	3	6	1	16.7	5	37	8	21.6	4	12	5	41.7
サービス業(他に分類されないもの)	3	16	3	18.8	2	X	X	X	2	X	X	X

(2) 求人活動で利用した媒体

求人活動で利用した媒体は、職業安定所(ハローワーク)が 65.3%と最も多かった。(第10表)

第10表 求人活動で利用した媒体

単位:事業所、()内:%

	求人活動を行った事業所数	職業安定所(ハローワーク)	ハローワークインターネットサービス	民間職業紹介所(学校を除く)	学校(専修学校等も含む)	広告(求人情報誌、インターネット等も含む)	その他
規模計	444	290 (65.3)	230 (51.8)	74 (16.7)	251 (56.5)	150 (33.8)	36 (8.1)
中小企業	351	238 (67.8)	183 (52.1)	55 (15.7)	188 (53.6)	110 (31.3)	26 (7.4)
大企業	93	52 (55.9)	47 (50.5)	19 (20.4)	63 (67.7)	40 (43.0)	10 (10.8)

※複数回答

4 初任給

令和6年度の確定初任給は、高校卒事務・技術 185,653 円、高校卒生産 189,172 円、専門学校卒事務・技術 183,859 円、専門学校卒生産 190,848 円、短大・高専卒事務・技術 190,589 円、短大・高専卒生産 186,717 円、大学卒事務・技術 210,627 円、大学卒生産 209,482 円、大学院卒事務・技術 240,719 円となっている。

また、短大・高専卒(70 人)のうち県外短大・高専卒は 4 人(5.7%)、大学卒(260 人)のうち県外大学卒は 128 人(49.2%)、大学院卒(41 人)のうち県外大学院卒は 12 人(29.3%)であった。(第 11 表)

第 11 表 初任給

単位:円、人

区 分	高 校 卒				専 門 学 校 卒				短 大 ・ 高 専 卒					
	事務・技術	人数	生産	人数	事務・技術	人数	生産	人数	事務・技術	人数	県外	生産	人数	県外
規 模 計	185,653	94	189,172	266	183,859	120	190,848	36	190,589	61	4	186,717	9	0
対前年増減率(%)	5.4%		6.0%		-6.1%		2.9%		6.0%			0.8%		
中 小 企 業	184,235	63	186,602	116	178,935	87	195,784	19	185,936	33	1	185,643	7	-
鉱業、採石業、砂利採取業	253,000	4	253,000	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	192,795	20	192,167	15	192,400	5	X	2	X	1	1	-	-	-
製 造 業	163,333	3	180,815	67	169,951	5	181,280	5	X	2	-	187,800	5	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	198,000	3	X	2	X	1	-	-	-	-
運輸業、郵便業	170,667	3	190,000	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	177,644	9	129,394	8	177,876	14	X	1	185,600	3	-	X	1	-
金融業、保険業	-	-	-	-	X	2	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	X	1	-	-	X	1	-	-	X	2	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	177,600	3	X	1	X	1	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	167,500	4	188,750	6	170,000	4	X	1	X	2	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	170,300	6	-	-	180,000	3	X	1	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	168,620	12	-	-	182,097	6	-	X	1	-
医療、福祉	162,516	5	X	1	193,545	20	-	-	187,282	16	-	-	-	-
複合サービス事業	X	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	182,233	3	X	2	163,353	17	208,000	7	-	-	-	-	-	-
大 企 業	188,535	31	191,159	150	196,842	33	185,331	17	196,072	28	3	X	2	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	X	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	X	2	-	-	-	-	-	-	-	-
製 造 業	193,305	11	192,947	138	202,348	4	198,479	6	202,313	4	1	X	1	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	X	1	-	-	X	1	-	-	-	-
運輸業、郵便業	X	1	X	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	182,322	9	X	2	X	1	182,000	3	X	1	-	-	-	-
金融業、保険業	X	1	-	-	-	-	-	-	X	1	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	171,000	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	215,940	5	-	-	-	-	-	-	X	1	1	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	X	2	-	-	X	1	174,294	7	X	1	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	X	1	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	X	1	-	-	X	1	-	-	-	-
医療、福祉	X	1	-	-	200,738	21	-	-	196,761	17	1	X	1	-
複合サービス事業	X	1	-	-	X	2	X	1	-	-	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	-	-	169,000	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

単位:円、人

区 分	大 学 卒						大 学 院 卒					
	事務・技術	人数		生産	人数		事務・技術	人数		生産	人数	
		人数	県外		人数	県外		人数	県外			
規 模 計	210,627	205	100	209,482	55	28	240,719	39	11	X	2	1
対前年増減率(%)	2.8%			1.9%			5.2%			-		
中 小 企 業	204,106	108	45	205,977	33	11	238,673	11	2	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	222,095	15	5	220,300	7	4	X	1	-	-	-	-
製造業	212,867	15	6	203,249	9	2	251,360	5	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	179,250	14	8	-	-	-	X	2	1	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	X	2	1	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	216,236	11	8	205,500	5	3	X	1	-	-	-	-
金融業、保険業	202,114	14	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	213,750	4	-	X	2	-	X	2	1	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	X	1	1	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	187,500	3	2	X	2	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	X	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	199,864	26	8	X	2	-	-	-	-	-	-	-
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	206,350	4	2	214,500	3	-	-	-	-	-	-	-
大 企 業	217,887	97	55	214,739	22	17	241,522	28	9	X	2	1
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	X	1	1
建設業	220,000	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	228,786	7	6	208,781	8	7	251,079	7	7	X	1	-
電気・ガス・熱供給・水道業	201,250	7	3	-	-	-	X	2	-	-	-	-
情報通信業	184,129	7	4	-	-	-	222,000	6	1	-	-	-
運輸業、郵便業	X	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	213,417	12	8	220,909	11	7	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	205,300	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	198,918	19	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	253,045	12	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	X	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	X	2	1	-	-	-	X	1	1	-	-	-
医療、福祉	258,030	24	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複合サービス事業	192,730	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	X	2	-	208,000	3	3	-	-	-	-	-	-

5 労働時間制度

(1) 日・週所定労働時間

1日の所定労働時間の平均は7時間 46分、1週の所定労働時間の平均は38時間 49分となっている。規模別に見ると、中小企業は1日あたり7時間 46分、1週あたり38時間 50分、大企業は1日あたり7時間 47分、1週あたり38時間 44分となっている。

また、産業別にみると、1日あたりでは「鉱業、採石業、砂利採取業」「運輸業、郵便業」、1週あたりでは「生活関連サービス業、娯楽業」が最も長い。(第12表)

第12表 日所定・週所定労働時間

区 分	規模計		中小企業		大企業	
	日所定	週所定	日所定	週所定	日所定	週所定
	時間:分	時間:分	時間:分	時間:分	時間:分	時間:分
産業計	7:46	38:49	7:46	38:50	7:47	38:44
鉱業、採石業、砂利採取業	8:30	38:20	X	X	X	X
建設業	7:45	39:03	7:45	39:01	7:53	39:25
製造業	7:48	38:55	7:48	38:55	7:50	39:10
電気・ガス・熱供給・水道業	7:41	37:32	7:42	37:22	X	X
情報通信業	7:51	39:20	7:51	39:25	7:50	38:45
運輸業、郵便業	8:30	39:58	8:35	40:21	7:56	37:24
卸売業、小売業	7:29	37:26	7:24	37:07	7:43	38:28
金融業、保険業	7:34	37:54	7:35	38:01	7:33	37:47
不動産業、物品賃貸業	7:53	39:58	7:53	39:58	X	X
学術研究、専門・技術サービス業	7:45	39:13	7:48	39:30	7:35	37:55
宿泊業、飲食サービス業	7:40	38:49	7:39	38:47	7:45	39:01
生活関連サービス業、娯楽業	7:54	40:00	7:55	40:22	7:50	38:57
教育、学習支援業	7:47	38:45	7:48	38:43	7:46	38:50
医療、福祉	7:54	39:25	7:56	39:29	7:50	39:12
複合サービス事業	7:44	38:39	7:39	38:17	7:47	38:56
サービス業(他に分類されないもの)	7:41	38:52	7:40	38:56	7:44	38:39

(2) 1日の所定労働時間

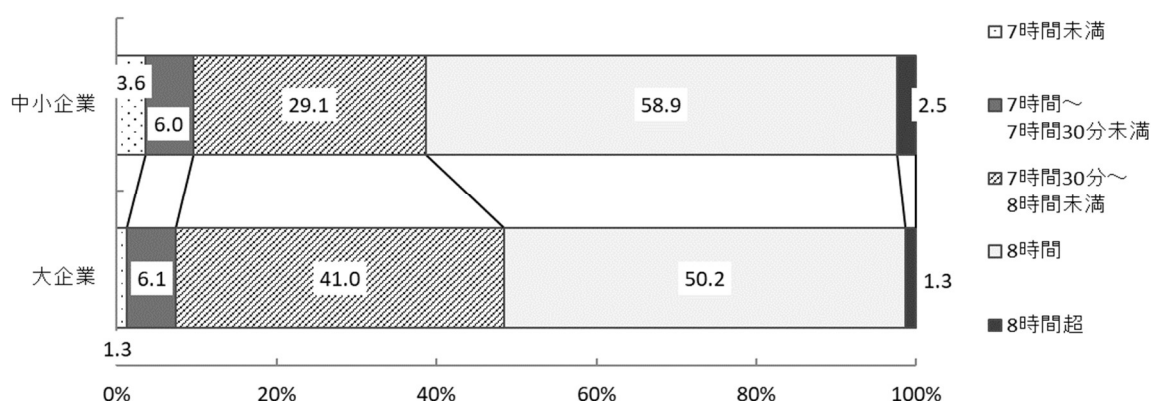
1日の所定労働時間別の事業所の割合をみると、8時間の事業所が57.4%と最も高くなっている。(第13表)

第13表 1日の所定労働時間

単位:%、()は前年の数値

区 分	平均所定労働時間	1日の所定労働時間別事業所割合					
		〽	〽	〽	〽	8:00	〽
		6:29	6:59	7:29	7:59		
規 模 計	7:46 (7:47)	2.7	0.5	6.0	31.2	57.4	2.3
中小企業計	7:46 (7:48)	3.0	0.6	6.0	29.1	58.9	2.5
鉱業、採石業、砂利採取業	X						
建設業	7:45			8.8	37.4	53.8	
製造業	7:48	2.3	0.5	3.2	34.1	57.6	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業	7:42				100.0		
情報通信業	7:51				35.7	64.3	
運輸業、郵便業	8:35		1.7	8.3	21.7	53.3	15.0
卸売業、小売業	7:24	11.2	1.1	7.9	27.5	49.4	2.8
金融業、保険業	7:35			15.8	73.7	10.5	
不動産業、物品賃貸業	7:53				33.3	66.7	
学術研究、専門・技術サービス業	7:48			3.7	44.4	48.1	3.7
宿泊業、飲食サービス業	7:39	8.1	2.7	10.8	10.8	64.9	2.7
生活関連サービス業、娯楽業	7:55				21.7	78.3	
教育、学習支援業	7:48	2.9			26.5	67.6	2.9
医療、福祉	7:56	1.2		1.2	13.4	82.0	2.3
複合サービス事業	7:39			20.0	40.0	40.0	
サービス業(他に分類されないもの)	7:40	1.6	1.6	12.9	27.4	56.5	
大企業計	7:47 (7:45)	1.3		6.1	41.0	50.2	1.3
鉱業、採石業、砂利採取業	X						
建設業	7:53				30.0	70.0	
製造業	7:50				66.7	33.3	
電気・ガス・熱供給・水道業	X						
情報通信業	7:50				33.3	66.7	
運輸業、郵便業	7:56			11.1	11.1	66.7	11.1
卸売業、小売業	7:43	1.9		11.3	35.8	50.9	
金融業、保険業	7:33			27.8	50.0	22.2	
不動産業、物品賃貸業	X						
学術研究、専門・技術サービス業	7:35			16.7	83.3		
宿泊業、飲食サービス業	7:45			16.7	33.3	50.0	
生活関連サービス業、娯楽業	7:50				62.5	37.5	
教育、学習支援業	7:46				64.3	35.7	
医療、福祉	7:50	1.7			31.7	65.0	1.7
複合サービス事業	7:47				53.8	46.2	
サービス業(他に分類されないもの)	7:44	6.3			37.5	56.3	

第1図 1日の所定労働時間別事業所割合



(3) 週所定労働時間

週所定労働時間別の事業所の割合をみると、40時間の事業所が56.1%と最も高くなっている。また、週所定労働時間が40時間を超える事業所は中小企業のみであった。(第14表、第2図)

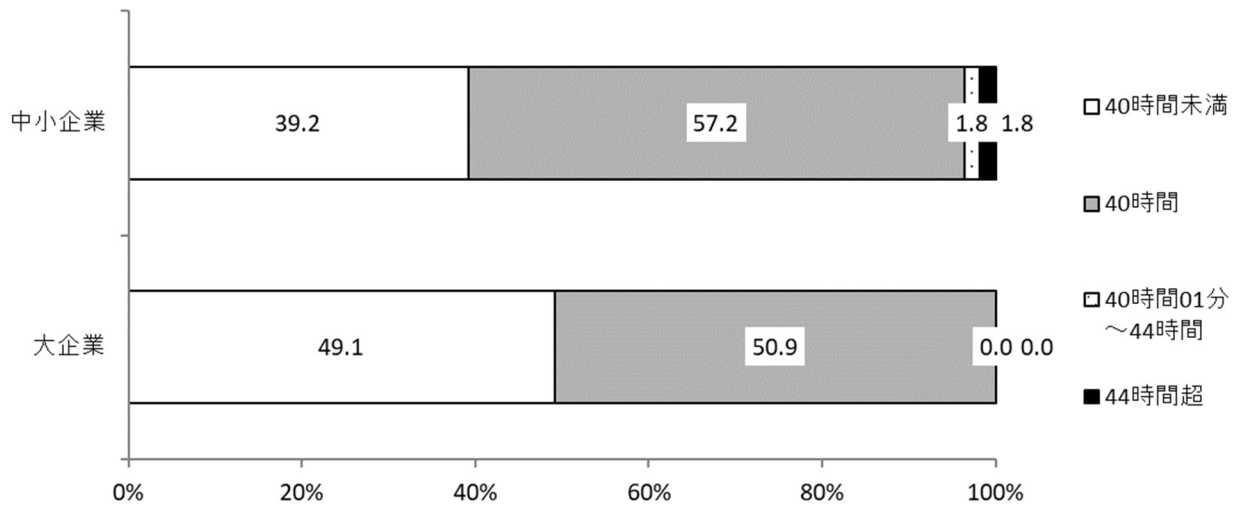
週所定労働時間の平均を労働組合の有無別にみると、中小企業、大企業とも労働組合の有る事業所の方が短くなっている。(第15表)

第14表 週所定労働時間

単位: %、()は前年の数値

区 分	平均所定労働時間	週所定労働時間別事業所割合						
		38:00	40:00	42:00	44:00	44:01	44:01	
		37:59	39:59	41:59	43:59	44:00	44:01	
産 業 計	38:49 (39:08)	22.5	18.4	56.1	0.5	0.6	0.4	1.5
中小企業計	38:50 (39:12)	20.9	18.2	57.2	0.6	0.8	0.5	1.8
鉱業、採石業、砂利採取業	X							
建設業	39:01	29.4	18.1	48.6	1.1	0.6	0.6	1.7
製造業	38:55	18.7	27.1	51.4	0.5		0.5	1.9
電気・ガス・熱供給・水道業	37:22	80.0		20.0				
情報通信業	39:25	14.3	21.4	64.3				
運輸業、郵便業	40:21	5.0	28.3	60.0			1.7	5.0
卸売業、小売業	37:07	29.1	14.3	52.0	0.6	1.7	0.6	1.7
金融業、保険業	38:01	52.6	36.8	10.5				
不動産業、物品賃貸業	39:58	6.7	20.0	66.7		6.7		
学術研究、専門・技術サービス業	39:30	25.9	18.5	44.4		7.4		3.7
宿泊業、飲食サービス業	38:47	18.9	8.1	62.2		2.7	2.7	5.4
生活関連サービス業、娯楽業	40:22	4.5	18.2	68.2				9.1
教育、学習支援業	38:43	17.6	11.8	67.6				2.9
医療、福祉	39:29	11.0	8.7	79.8	0.6			
複合サービス事業	38:17	60.0		40.0				
サービス業(他に分類されないもの)	38:56	13.6	23.7	61.0	1.7			
大企業計	38:44 (38:45)	29.8	19.3	50.9				
鉱業、採石業、砂利採取業	X							
建設業	39:25	20.0	10.0	70.0				
製造業	39:10	11.1	55.6	33.3				
電気・ガス・熱供給・水道業	X							
情報通信業	X							
運輸業、郵便業	37:24	11.1	11.1	77.8				
卸売業、小売業	38:28	34.0	18.9	47.2				
金融業、保険業	37:47	72.2	5.6	22.2				
不動産業、物品賃貸業	X							
学術研究、専門・技術サービス業	37:55	50.0	50.0					
宿泊業、飲食サービス業	39:01	16.7	33.3	50.0				
生活関連サービス業、娯楽業	38:57	25.0	37.5	37.5				
教育、学習支援業	38:50	28.6	35.7	35.7				
医療、福祉	39:12	23.3	10.0	66.7				
複合サービス事業	38:56	38.5	7.7	53.8				
サービス業(他に分類されないもの)	38:39	12.5	31.3	56.3				

第2図 週所定労働時間別事業所割合



第15表 労働組合有無別週所定労働時間

区 分	中小企業		大 企 業	
	労組有	労組無	労組有	労組無
産 業 計	38時間38分	38時間53分	38時間30分	39時間6分

(4) 変形労働時間制の採用状況

変形労働時間制を採用している事業所の割合は 63.8%で、規模別にみると、中小企業は 62.9%、大企業は 68.0%となっている。また、全体の 36.7%が「1年単位の変形労働時間制」を採用している。(第 16 表、第 3 図)

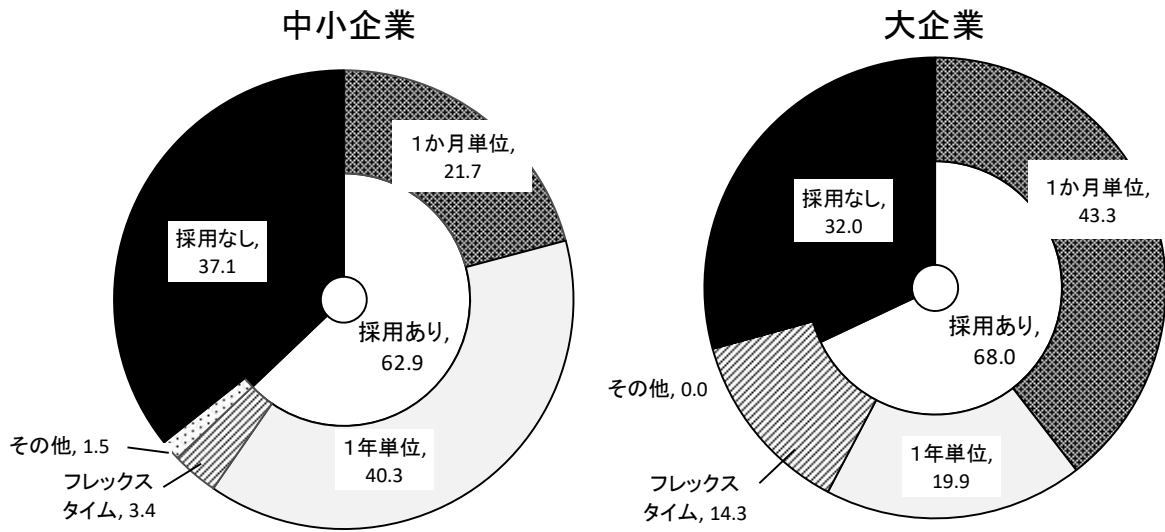
第 16 表 変形労働時間制の形態別事業所

単位: %

区 分	事業所計	変形労働時間制あり					変形労働時間制なし
		1ヶ月単位	1年単位	フレックスタイム	その他		
産 業 計	100.0	63.8	25.6	36.7	5.3	1.2	36.2
中小企業計	100.0	62.9	21.7	40.3	3.4	1.5	37.1
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0			100.0		
建 設 業	100.0	50.0	5.5	44.0	2.2		50.0
製 造 業	100.0	60.5	6.5	51.6	4.7		39.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	80.0	100.0			
情報通信業	100.0	35.7	14.3	28.6	7.1		64.3
運輸業、郵便業	100.0	85.2	39.3	45.9	3.3	3.3	14.8
卸売業、小売業	100.0	65.0	21.7	40.6	3.3	5.0	35.0
金融業、保険業	100.0	42.1	21.1	5.3	15.8		57.9
不動産業、物品賃貸業	100.0	66.7	20.0	40.0	6.7		33.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	63.0		55.6	7.4		37.0
宿泊業、飲食サービス業	100.0	70.7	39.0	29.3	2.4	9.8	29.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	87.5	54.2	33.3			12.5
教育、学習支援業	100.0	60.6	15.2	54.5			39.4
医療、福祉	100.0	67.2	46.0	21.3	1.7	0.6	32.8
複合サービス事業	100.0	40.0		40.0			60.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	66.7	27.0	42.9	3.2		33.3
大企業計	100.0	68.0	43.3	19.9	14.3		32.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	100.0		100.0		
建 設 業	100.0	10.0	10.0				90.0
製 造 業	100.0	77.8	44.4	11.1	33.3		22.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	100.0				
情報通信業	100.0	33.3			33.3		66.7
運輸業、郵便業	100.0	55.6	44.4	22.2	11.1		44.4
卸売業、小売業	100.0	86.8	60.4	20.8	17.0		13.2
金融業、保険業	100.0	11.1	5.6		5.6		88.9
不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0		100.0	100.0		
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	71.4	42.9	14.3	57.1		28.6
宿泊業、飲食サービス業	100.0	71.4	57.1	14.3			28.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	75.0	50.0	25.0			25.0
教育、学習支援業	100.0	64.3		64.3			35.7
医療、福祉	100.0	75.0	63.3	11.7	1.7		25.0
複合サービス事業	100.0	69.2	7.7	38.5	53.8		30.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	75.0	31.3	37.5	18.8		25.0

注: 複数の変形労働時間制を採用している事業所があるため、内訳の合計と「変形労働時間制あり」の合計は必ずしも一致しない。

第3図 変形労働時間制の採用状況



注：複数の変形労働時間制を採用している事業所があるため、内訳の合計と「変形労働時間制あり」の合計は必ずしも一致しない。

(5) 週休制の概況

何らかの週休2日制を採用している事業所の割合は86.2%となっている。

対象事業所全体の36.0%が「完全週休2日制」を採用しているが、規模別、産業別でみると「完全週休2日制」の採用率に大きく差がある。(第17表、第4図)

何らかの週休2日制の適用を受ける労働者は、全労働者の83.8%となっている。また、「完全週休2日制」の適用を受ける労働者は、全体の40.8%となっている。(第18表)

労働組合の有無別にみると、完全週休2日制の採用率は、中小企業では労働組合の有る事業所で37.4%、無い事業所で34.0%、大企業では労働組合の有る事業所で47.8%、無い事業所で35.6%となっている。(第19表)

第17表 週休制の形態別事業所割合(産業別)

単位:%

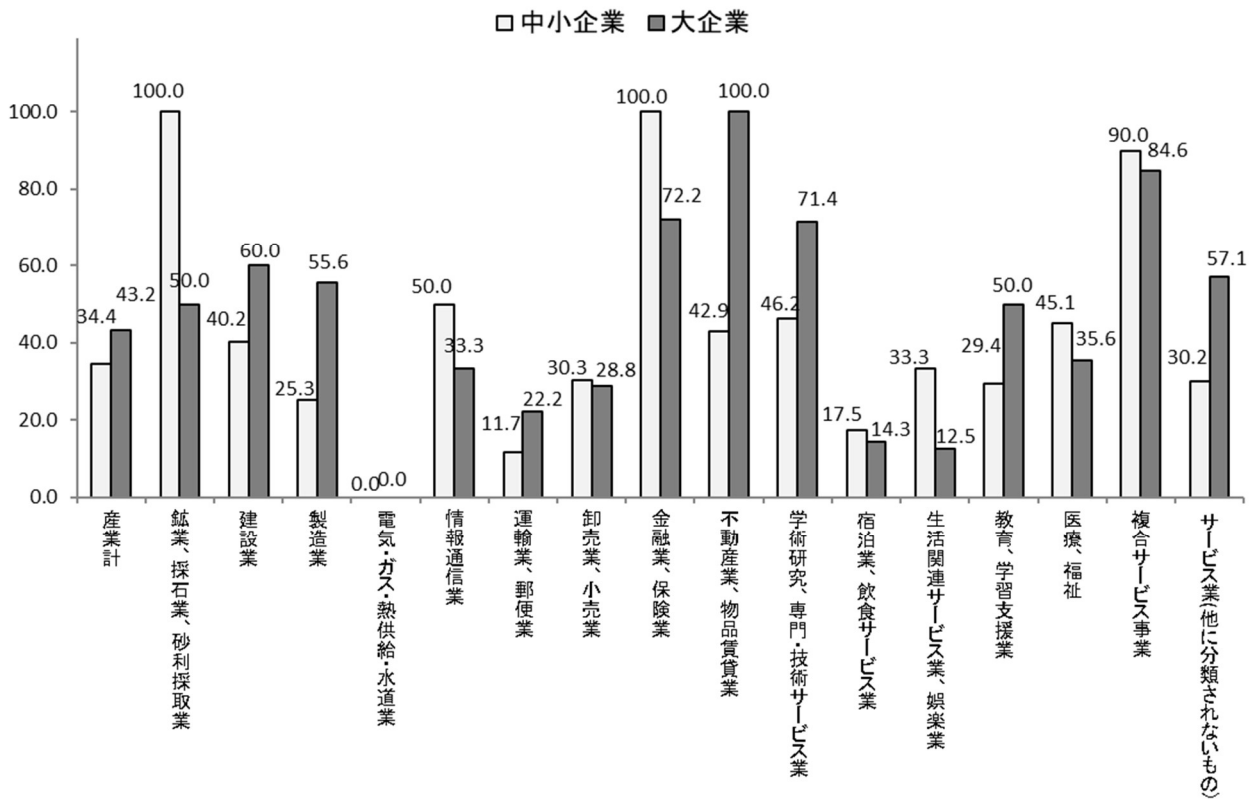
区 分	事業所計	何らかの週休制				その他
		週休1日制 1日半制	月1～3回 週休2日制	完全 週休2日制	完全週休2日制 より多い	
規 模 計	100.0	4.0	37.2	36.0	13.0	9.7
中小企業計	100.0	4.5	40.2	34.4	10.8	10.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0			100.0		
建設業	100.0	1.1	41.3	40.2	9.5	7.8
製造業	100.0	1.8	50.2	25.3	12.0	10.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0		100.0			
情報通信業	100.0	7.1	28.6	50.0	14.3	
運輸業、郵便業	100.0	10.0	61.7	11.7	8.3	8.3
卸売業、小売業	100.0	9.6	37.6	30.3	7.9	14.6
金融業、保険業	100.0			100.0		
不動産業、物品賃貸業	100.0		50.0	42.9		7.1
学術研究、専門・技術サービス業	100.0		30.8	46.2	11.5	11.5
宿泊業、飲食サービス業	100.0	7.5	52.5	17.5	7.5	15.0
生活関連サービス業、娯楽業	100.0		37.5	33.3	20.8	8.3
教育、学習支援業	100.0	5.9	47.1	29.4	8.8	8.8
医療、福祉	100.0	4.6	20.8	45.1	19.1	10.4
複合サービス事業	100.0			90.0		10.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	7.9	50.8	30.2	4.8	6.3
大企業計	100.0	1.8	23.3	43.2	23.3	8.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0			50.0	50.0	
建設業	100.0		10.0	60.0	30.0	
製造業	100.0	11.1	11.1	55.6	11.1	11.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0		100.0			
情報通信業	100.0			33.3	66.7	
運輸業、郵便業	100.0		22.2	22.2	44.4	11.1
卸売業、小売業	100.0		32.7	28.8	34.6	3.8
金融業、保険業	100.0			72.2	27.8	
不動産業、物品賃貸業	100.0			100.0		
学術研究、専門・技術サービス業	100.0			71.4	28.6	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	28.6	28.6	14.3	14.3	14.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0		37.5	12.5	37.5	12.5
教育、学習支援業	100.0		35.7	50.0	14.3	
医療、福祉	100.0	1.7	27.1	35.6	15.3	20.3
複合サービス事業	100.0		7.7	84.6		7.7
サービス業(他に分類されないもの)	100.0		28.6	57.1	14.3	

第 18 表 週休制の形態別適用労働者の割合

単位：％

区 分	合 計	何らかの週休制				その他	
		週休1日制 1日半制	月1～3回 週休2日制	完全 週休2日制	完全週休2日制より 多い		
適用労働者	規模計	100.0	3.1	31.0	40.8	12.0	13.1
	中小企業	100.0	4.0	34.5	36.3	11.4	13.8
	大企業	100.0	1.4	24.3	49.5	13.2	11.8

第4図 完全週休2日制の規模別採用事業所割合



第 19 表 労働組合の有無別週休制の採用状況(事業所割合)

単位：％

区 分	合 計	何らかの週休制				その他	
		週休1日制 1日半制	月1～3回 週休2日制	完全 週休2日制	完全週休2日制 より多い		
中小企業	労組有	100.0	3.3	36.6	37.4	13.8	8.9
	労組無	100.0	4.7	40.7	34.0	10.3	10.2
大企業	労組有	100.0	1.5	20.1	47.8	26.1	4.5
	労組無	100.0	2.3	29.9	35.6	18.4	13.8

(6) 勤務間インターバル制度の概況

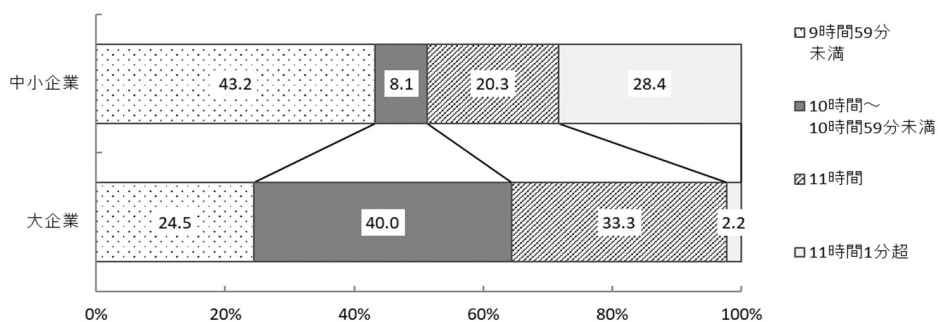
勤務間インターバル制度を導入している事業所の割合は9.2%で、規模別にみると、中小企業は7.0%、大企業は19.5%となっている。(第20表)

第20表 勤務間インターバル制度導入状況別事業所割合(産業別)

単位: %

区 分	事業所計	導入済	導入予定(検討中)	導入予定(検討)なし
規 模 計	100.0	9.2	6.3	84.5
中小企業計	100.0	7.0	6.4	86.6
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0			100.0
建設業	100.0	5.0	6.7	88.3
製造業	100.0	5.1	4.7	90.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0		100.0	
情報通信業	100.0	7.1	7.1	85.7
運輸業、郵便業	100.0	21.3	3.3	75.4
卸売業、小売業	100.0	5.6	7.8	86.6
金融業、保険業	100.0	10.5		89.5
不動産業、物品賃貸業	100.0	6.7		93.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	3.7	7.4	88.9
宿泊業、飲食サービス業	100.0	2.6	7.7	89.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	17.4	13.0	69.6
教育、学習支援業	100.0	2.9	2.9	94.1
医療、福祉	100.0	7.5	4.6	87.9
複合サービス事業	100.0			100.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	11.3	11.3	77.4
大企業計	100.0	19.5	5.6	74.9
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0			100.0
建設業	100.0	10.0	20.0	70.0
製造業	100.0	11.1	11.1	77.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0			100.0
情報通信業	100.0			100.0
運輸業、郵便業	100.0	44.4	11.1	44.4
卸売業、小売業	100.0	39.6	1.9	58.5
金融業、保険業	100.0	27.8		72.2
不動産業、物品賃貸業	100.0		100.0	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	28.6		71.4
宿泊業、飲食サービス業	100.0	14.3		85.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0			100.0
教育、学習支援業	100.0			100.0
医療、福祉	100.0	6.7	11.7	81.7
複合サービス事業	100.0	7.7		92.3
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	31.3		68.8

第5図 勤務間インターバル制度導入事業所における平均間隔時間



6 年間休日数

平均年間休日数は、113.6 日となっており、規模別にみると、中小企業が 112.5 日、大企業が 118.8 日で、大企業の方が 6.3 日多くなっている。

産業別にみると、休日が最も多いのは中小企業が「金融業、保険業」で 121.9 日、大企業が「建設業」で 123.6 日となっている。(第 21 表)

第 21 表 年間休日数

単位：日、事業所

区 分	規 模 計		中小企業		大企業	
	年間休日数	事業所数	年間休日数	事業所数	年間休日数	事業所数
産業計	113.6	1,298	112.5	1,069	118.8	229
鉱業、採石業、砂利採取業	146.7	3	X	1	X	2
建設業	112.9	192	112.3	182	123.6	10
製造業	115.0	227	114.7	218	121.9	9
電気・ガス・熱供給・水道業	113.3	6	111.8	5	X	1
情報通信業	116.2	16	114.5	13	123.3	3
運輸業、郵便業	105.9	72	104.4	63	116.2	9
卸売業、小売業	112.1	232	109.9	179	119.7	53
金融業、保険業	121.9	37	121.9	19	121.8	18
不動産業、物品賃貸業	110.8	16	109.7	15	X	1
学術研究、専門・技術サービス業	121.4	33	121.3	27	121.7	6
宿泊業、飲食サービス業	102.0	43	101.5	37	104.8	6
生活関連サービス業、娯楽業	111.5	32	110.3	24	115.0	8
教育、学習支援業	118.1	48	118.8	34	116.3	14
医療、福祉	116.4	238	115.5	178	119.2	60
複合サービス事業	112.1	23	109.5	10	114.2	13
サービス業(他に分類されないもの)	110.5	80	109.9	64	112.8	16

7 年次有給休暇

(1) 年次有給休暇取得状況の概況

年次有給休暇の付与日数(繰り越し分は除く)の平均は、全体で16.3日となっている。また、取得日数は10.7日で、取得率は65.6%となっている。取得率を産業別にみると「複合サービス事業」が最も高く、「卸売業、小売業」が最も低くなっている。(第22表)

労働組合の有無別にみると、年次有給休暇の付与日数は、労働組合の有る事業所では中小企業が16.5日、大企業が16.3日となっており、いずれも労働組合の無い事業所より多くなっている。(第23表)

第22表 年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	付与 日数	取得 日数	取得率	付与 日数	取得 日数	取得率	付与 日数	取得 日数	取得率
	日	日	%	日	日	%	日	日	%
産 業 計	16.3	10.7	65.6	16.4	10.6	64.6	16.2	11.1	68.5
鉱業、採石業、砂利採取業	19.4	13.2	68.2	20.0	14.0	70.0	16.7	9.9	59.3
建 設 業	17.2	10.7	62.6	17.0	10.6	62.4	19.3	12.6	65.5
製 造 業	17.1	12.4	72.7	16.7	11.8	70.7	18.1	13.9	76.7
電気・ガス・熱供給・水道業	18.5	12.4	66.8	17.0	9.4	54.9	19.1	13.5	70.8
情報通信業	17.5	10.6	60.3	18.0	10.4	57.8	16.1	10.9	67.7
運輸業、郵便業	16.5	9.9	60.2	16.8	9.3	55.1	15.4	11.9	77.1
卸売業、小売業	15.6	9.3	59.4	15.4	8.6	55.5	16.0	10.8	67.5
金融業、保険業	18.9	11.5	61.0	19.2	10.5	54.5	18.5	13.0	70.3
不動産業、物品賃貸業	15.7	9.5	60.7	15.4	9.6	62.2	19.8	7.9	40.2
学術研究、専門・技術サービス業	17.6	11.1	63.3	16.8	9.3	55.4	19.0	14.7	77.2
宿泊業、飲食サービス業	13.8	8.8	63.4	13.6	8.5	63.0	14.6	9.4	64.4
生活関連サービス業、娯楽業	14.3	9.8	68.5	13.9	10.3	74.3	15.8	7.3	46.6
教育、学習支援業	17.8	11.2	62.8	16.3	10.9	66.9	20.9	11.7	55.8
医療、福祉	16.4	10.0	61.2	16.0	10.3	64.4	16.9	9.7	57.1
複合サービス事業	12.7	9.5	74.7	19.3	15.0	77.5	12.2	9.1	74.4
サービス業(他に分類されないもの)	14.6	9.9	68.0	15.7	10.5	67.0	12.6	8.9	70.1

第23表 労働組合の有無別年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	付与日数	取得日数	取得率
	日	日	%
規 模 計	16.3	10.7	65.6
労組有	16.4	11.8	72.0
労組無	16.2	10.1	62.3
中 小 企 業	16.3	10.6	65.0
労組有	16.5	11.5	69.7
労組無	16.3	10.4	63.8
大 企 業	16.2	11.0	67.9
労組有	16.3	12.0	73.6
労組無	15.8	8.8	55.7

注:労働組合の有無について未回答の事業所があるため、
本表の合計は必ずしも第22表の合計と一致しない。

(2) 年次有給休暇取得促進等に向けた制度の導入状況

年次有給休暇の取得促進等に向けて導入している制度の割合は、半日単位で取得できる制度で76.3%、時間単位で取得できる制度で39.3%、計画的に付与する制度で39.6%となっている。(第24表)

第24表 年次有給休暇取得促進等に向けた制度の導入状況

単位：%

区 分	半日単位	時間単位	計画的に付与	その他
規 模 計	76.3	39.3	39.6	3.4
中小企業	74.2	36.9	37.1	3.3
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	100.0	-
建設業	81.4	38.3	34.4	1.6
製造業	83.2	26.8	34.1	4.1
電気・ガス・熱供給・水道業	60.0	-	80.0	-
情報通信業	71.4	42.9	42.9	-
運輸業、郵便業	71.4	20.6	38.1	3.2
卸売業、小売業	63.4	25.7	39.3	3.8
金融業、保険業	78.9	68.4	68.4	15.8
不動産業、物品賃貸業	86.7	26.7	26.7	6.7
学術研究、専門・技術サービス業	77.8	51.9	22.2	3.7
宿泊業、飲食サービス業	41.5	9.8	31.7	2.4
生活関連サービス業、娯楽業	76.0	16.0	44.0	-
教育、学習支援業	91.2	70.6	29.4	2.9
医療、福祉	72.1	62.6	35.2	2.8
複合サービス事業	80.0	70.0	40.0	-
サービス業(他に分類されないもの)	68.8	35.9	51.6	4.7
大企業	85.7	50.2	51.1	3.9
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	-
建設業	100.0	50.0	60.0	10.0
製造業	100.0	44.4	44.4	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	100.0
情報通信業	100.0	33.3	100.0	-
運輸業、郵便業	44.4	22.2	66.7	-
卸売業、小売業	77.4	15.1	50.9	5.7
金融業、保険業	77.8	83.3	61.1	16.7
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	85.7	57.1	42.9	-
宿泊業、飲食サービス業	85.7	-	42.9	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	50.0	37.5	-
教育、学習支援業	92.9	85.7	21.4	-
医療、福祉	91.7	73.3	51.7	-
複合サービス事業	100.0	76.9	69.2	-
サービス業(他に分類されないもの)	75.0	31.3	50.0	-

8 特別休暇制度

特別休暇制度を導入している事業所は 94.4%で、うち夏季休暇が 36.8%、病気休暇が 36.2%、リフレッシュ休暇が 13.3%、ボランティア休暇が 9.0%、教育訓練休暇が 4.6%、骨髄ドナー休暇が 4.9%、慶弔休暇が 89.1%、記念日休暇が 6.8%となっている。(第 25 表)

第 25 表 特別休暇制度の導入状況

区 分	単位:%									
	特別休暇制度を導入している事業所	夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ休暇	ボランティア休暇	教育訓練休暇(自己啓発のための休暇)	骨髄ドナー休暇	慶弔休暇(結婚、妻の出産、忌引)	記念日(誕生日、結婚記念日など)休暇	その他
規 模 計	94.4	36.8	36.2	13.3	9.0	4.6	4.9	89.1	6.8	23.6
中小企業	93.4	37.7	33.5	10.1	5.0	4.9	3.2	87.3	5.6	20.6
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	100.0	100.0	100.0	-	-	100.0	-	100.0
建設業	96.7	55.2	32.8	8.2	3.3	6.6	2.2	90.2	4.4	21.3
製造業	95.0	44.1	25.5	8.2	1.4	2.7	-	87.7	4.5	17.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	80.0	-	80.0	-	-	100.0	-	-
情報通信業	92.9	64.3	28.6	21.4	14.3	7.1	7.1	92.9	7.1	28.6
運輸業、郵便業	92.1	28.6	34.9	3.2	11.1	1.6	12.7	88.9	6.3	19.0
卸売業、小売業	85.8	29.5	29.0	7.7	-	1.1	2.7	76.5	4.9	19.7
金融業、保険業	100.0	31.6	42.1	42.1	5.3	-	-	100.0	5.3	47.4
不動産業、物品賃貸業	100.0	46.7	26.7	20.0	6.7	6.7	-	100.0	26.7	13.3
学術研究、専門・技術サービス業	96.3	74.1	48.1	7.4	3.7	11.1	3.7	92.6	11.1	18.5
宿泊業、飲食サービス業	82.9	7.3	24.4	14.6	-	2.4	-	75.6	9.8	7.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	32.0	32.0	4.0	4.0	4.0	4.0	92.0	8.0	16.0
教育、学習支援業	97.1	29.4	35.3	11.8	20.6	5.9	11.8	97.1	5.9	26.5
医療、福祉	97.2	26.3	46.4	14.5	7.8	10.6	5.6	92.2	5.6	25.1
複合サービス事業	90.0	50.0	30.0	-	20.0	-	-	90.0	-	20.0
サービス業(他に分類されないもの)	89.1	35.9	34.4	9.4	6.3	6.3	1.6	82.8	4.7	20.3
大企業	99.1	32.5	48.9	28.6	27.7	3.5	12.6	97.4	12.6	37.7
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	73.0	-	100.0	-	-	100.0	-	100.0
建設業	100.0	40.0	40.0	30.0	50.0	10.0	20.0	100.0	10.0	20.0
製造業	100.0	33.3	66.7	44.4	22.2	-	22.2	100.0	-	88.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-	100.0	-	-
情報通信業	100.0	-	66.7	-	-	-	-	100.0	33.3	33.3
運輸業、郵便業	100.0	11.1	55.6	44.4	44.4	-	22.2	88.9	66.7	44.4
卸売業、小売業	100.0	30.2	43.4	13.2	28.3	1.9	-	100.0	3.8	43.4
金融業、保険業	100.0	27.8	55.6	55.6	55.6	-	-	94.4	50.0	38.9
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	85.7	57.1	57.1	71.4	85.7	14.3	14.3	85.7	-	42.9
宿泊業、飲食サービス業	100.0	28.6	42.9	42.9	-	-	-	100.0	-	14.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	12.5	37.5	37.5	25.0	12.5	25.0	100.0	50.0	50.0
教育、学習支援業	100.0	64.3	71.4	50.0	50.0	-	50.0	100.0	7.1	21.4
医療、福祉	100.0	23.3	45.0	20.0	5.0	3.3	10.0	98.3	6.7	36.7
複合サービス事業	92.3	53.8	69.2	7.7	38.5	15.4	30.8	92.3	-	23.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	50.0	37.5	43.8	12.5	-	18.8	93.8	6.3	25.0

注1 「夏季休暇」とは、一般的に7月～9月の夏季の期間に与えられる休暇(休日を含む)をいう。

注2 「病気休暇」とは、本人が業務外の私傷病によって就労できない場合に認められる休暇をいう。

注3 「リフレッシュ休暇」とは、労働者の勤続年数の節目に(10年、20年等)、心身のリフレッシュを目的として与えられる休暇をいう。

注4 「ボランティア休暇」とは、労働者が行う社会貢献活動を企業が支援するための休暇をいう。

注5 「教育訓練休暇(自己啓発のための休暇)」とは、労働者個人が、各種の教育訓練の受講や免許資格取得等の自己啓発を行うために、取得できる休暇をいう。

注6 「骨髄ドナー休暇」とは、骨髄バンクを介した骨髄等提供のために入院をしたり、骨髄バンクにドナー登録を申し出るために必要な検査を受ける場合に与えられる休暇をいう。

注7 「慶弔休暇」とは、自分自身や近親者の結婚・出産(慶事)、近親者の死亡などによる葬式(弔事・忌引)が行われる場合に、社員が取得できる休暇をいう。

注8 「記念日休暇」とは、誕生日や結婚記念日などに取得できる休暇をいう。

9 多様で柔軟な働き方の導入状況

(1) 多様で柔軟な働き方の導入事業所割合

多様で柔軟な働き方を可能とする制度の導入状況をみると、最も多く導入されている制度は「年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度」で 83.3%、最も低い制度は「週休3日制」で 2.3%となっている。(第26表)

※ 「多様で柔軟な働き方」とは、「働く場所」「働く時間」「休日・休暇」が柔軟であり、それらを実現するために、社内での施策(制度や支援、補助)が多様にあることで、個人がそれぞれのライフスタイルに合った働き方を行うことをいう。

第26表 多様で柔軟な働き方の導入状況

単位:%

	1つ以上導入している	短時間勤務制度			フレックスタイム制度			始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ			年次有給休暇を半日/時間単位で取得		
		導入している	導入していない		導入している	導入していない		導入している	導入していない		導入している	導入していない	
			今後導入予定がある	導入予定はない		今後導入予定がある	導入予定はない		今後導入予定がある	導入予定はない			
規模計	93.2	68.5	4.6	26.9	13.4	7.8	78.8	39.0	8.2	52.8	83.3	5.2	11.5
中小企業	91.9	63.3	5.4	31.3	10.0	8.3	81.8	37.0	8.3	54.7	82.6	5.7	11.7
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-
建設業	89.6	50.3	8.1	41.6	8.2	9.4	82.4	31.2	8.8	60.0	84.1	7.1	8.8
製造業	91.7	60.7	3.8	35.5	8.5	5.5	86.1	33.5	6.9	59.6	87.8	3.3	8.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	80.0	-	20.0	100.0	-	-
情報通信業	100.0	84.6	-	15.4	28.6	21.4	50.0	53.8	-	46.2	85.7	7.1	7.1
運輸業、郵便業	88.9	67.2	-	32.8	11.5	8.2	80.3	46.7	10.0	43.3	73.8	6.6	19.7
卸売業、小売業	89.0	61.0	8.1	30.8	9.6	9.6	80.8	31.8	12.7	55.5	67.6	10.2	22.2
金融業、保険業	100.0	83.3	-	16.7	16.7	-	83.3	31.3	-	68.8	100.0	-	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	85.7	7.1	7.1	7.7	23.1	69.2	53.8	7.7	38.5	100.0	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	92.6	44.4	11.1	44.4	11.1	3.7	85.2	26.9	7.7	65.4	88.9	-	11.1
宿泊業、飲食サービス業	77.5	38.5	2.6	59.0	5.3	13.2	81.6	28.2	10.3	61.5	48.7	7.7	43.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	76.0	12.0	12.0	26.1	-	73.9	60.9	-	39.1	88.0	4.0	8.0
教育、学習支援業	97.1	69.7	3.0	27.3	-	6.5	93.5	45.5	9.1	45.5	94.1	-	5.9
医療、福祉	98.9	84.2	2.8	13.0	7.7	10.1	82.2	41.3	6.4	52.3	96.0	2.3	1.7
複合サービス事業	80.0	33.3	11.1	55.6	22.2	-	77.8	30.0	10.0	60.0	80.0	-	20.0
サービス業(他に分類されないもの)	88.7	51.7	8.6	39.7	19.3	7.0	73.7	48.3	8.6	43.1	72.9	15.3	11.9
大企業	99.6	92.1	0.9	7.0	29.2	5.5	65.3	47.8	8.0	44.2	86.5	3.1	10.5
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-
建設業	100.0	80.0	-	20.0	30.0	20.0	50.0	50.0	10.0	40.0	100.0	-	-
製造業	100.0	100.0	-	-	44.4	-	55.6	50.0	-	50.0	100.0	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	100.0	-	-
情報通信業	100.0	100.0	-	-	66.7	-	33.3	100.0	-	-	100.0	-	-
運輸業、郵便業	100.0	100.0	-	-	22.2	11.1	66.7	66.7	-	33.3	44.4	-	55.6
卸売業、小売業	100.0	92.5	-	7.5	35.8	7.5	56.6	41.5	17.0	41.5	69.8	3.8	26.4
金融業、保険業	100.0	100.0	-	-	16.7	-	83.3	38.9	5.6	55.6	83.3	16.7	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	85.7	-	14.3	71.4	-	28.6	85.7	-	14.3	100.0	-	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	100.0	-	-	20.0	-	80.0	85.7	-	14.3	85.7	-	14.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	100.0	-	-	14.3	-	85.7	28.6	-	71.4	100.0	-	-
教育、学習支援業	100.0	100.0	-	-	8.3	-	91.7	50.0	-	50.0	100.0	-	-
医療、福祉	98.3	88.3	1.7	10.0	9.3	3.7	87.0	39.3	3.6	57.1	96.6	-	3.4
複合サービス事業	100.0	91.7	-	8.3	76.9	-	23.1	46.2	15.4	38.5	100.0	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	80.0	6.7	13.3	33.3	20.0	46.7	60.0	20.0	20.0	75.0	12.5	12.5

単位:%

	週休3日制			勤務地、職務、勤務時間を限定した働き方			裁量労働制		
	導入している	導入していない		導入している	導入していない		導入している	導入していない	
		今後導入予定がある	導入予定はない		今後導入予定がある	導入予定はない		今後導入予定がある	導入予定はない
規模計	2.3	4.0	93.7	30.8	5.5	63.7	4.1	3.3	92.5
中小企業	2.0	3.1	94.9	26.1	5.5	68.4	3.3	3.7	92.9
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0
建設業	1.2	0.6	98.2	15.9	6.5	77.6	2.4	2.9	94.7
製造業	2.0	2.0	96.0	16.9	2.0	81.1	4.5	1.0	94.5
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0
情報通信業	-	-	100.0	-	7.7	92.3	15.4	7.7	76.9
運輸業、郵便業	1.7	-	98.3	35.0	6.7	58.3	1.7	5.0	93.3
卸売業、小売業	2.4	7.2	90.4	30.4	6.0	63.7	1.2	4.3	94.5
金融業、保険業	-	-	100.0	47.1	-	52.9	5.9	-	94.1
不動産業、物品賃貸業	8.3	8.3	83.3	61.5	-	38.5	8.3	8.3	83.3
学術研究、専門・技術サービス業	3.8	-	96.2	16.0	-	84.0	4.0	4.0	92.0
宿泊業、飲食サービス業	5.3	2.6	92.1	35.9	10.3	53.8	7.7	7.7	84.6
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	100.0	39.1	13.0	47.8	-	-	100.0
教育、学習支援業	6.3	3.1	90.6	25.8	3.2	71.0	9.7	9.7	80.6
医療、福祉	1.8	5.5	92.7	35.9	5.9	58.2	0.6	3.6	95.8
複合サービス事業	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	-	3.6	96.4	28.6	12.5	58.9	9.1	9.1	81.8
大企業	3.7	7.8	88.5	52.0	5.4	42.5	7.8	1.4	90.9
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0
建設業	-	-	100.0	30.0	20.0	50.0	-	-	100.0
製造業	-	-	100.0	62.5	-	37.5	-	-	100.0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0
情報通信業	33.3	-	66.7	100.0	-	-	33.3	-	66.7
運輸業、郵便業	22.2	22.2	55.6	33.3	22.2	44.4	-	-	100.0
卸売業、小売業	-	15.1	84.9	52.8	5.7	41.5	15.1	-	84.9
金融業、保険業	-	-	100.0	88.9	-	11.1	11.1	-	88.9
不動産業、物品賃貸業	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	100.0	42.9	-	57.1	14.3	-	85.7
宿泊業、飲食サービス業	-	-	100.0	71.4	-	28.6	16.7	-	83.3
生活関連サービス業、娯楽業	28.6	-	71.4	71.4	14.3	14.3	-	-	100.0
教育、学習支援業	16.7	-	83.3	25.0	-	75.0	16.7	-	83.3
医療、福祉	1.9	13.0	85.2	45.5	5.5	49.1	-	3.7	96.3
複合サービス事業	-	-	100.0	46.2	-	53.8	7.7	-	92.3
サービス業(他に分類されないもの)	-	-	100.0	60.0	6.7	33.3	6.7	6.7	86.7

単位:%

	テレワーク			副業・兼業の解禁			単日・短時間労働 (ギグワーカーの受入)		
	導入 している	導入していない		導入 している	導入していない		導入 している	導入していない	
		今後導入 予定がある	導入予定は ない		今後導入 予定がある	導入予定は ない		今後導入 予定がある	導入予定は ない
規模計	18.4	3.8	77.8	29.1	11.6	59.3	6.5	5.4	88.1
中小企業	14.2	4.1	81.7	28.4	10.9	60.6	5.9	5.9	88.3
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	100.0
建設業	16.2	6.9	76.9	20.8	13.3	65.9	4.2	6.6	89.2
製造業	16.3	3.4	80.3	23.8	11.9	64.4	4.5	3.5	92.0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	100.0	20.0	-	80.0	-	-	100.0
情報通信業	78.6	-	21.4	23.1	23.1	53.8	-	7.7	92.3
運輸業、郵便業	12.9	3.2	83.9	9.7	17.7	72.6	3.3	3.3	93.4
卸売業、小売業	9.0	4.8	86.2	35.1	11.9	53.0	6.6	9.0	84.3
金融業、保険業	16.7	-	83.3	11.8	5.9	82.4	6.3	-	93.8
不動産業、物品賃貸業	33.3	6.7	60.0	36.4	-	63.6	8.3	25.0	66.7
学術研究、専門・技術サービス業	26.9	3.8	69.2	19.2	3.8	76.9	4.0	-	96.0
宿泊業、飲食サービス業	5.1	2.6	92.3	26.3	7.9	65.8	13.2	10.5	76.3
生活関連サービス業、娯楽業	8.7	-	91.3	45.8	12.5	41.7	4.3	-	95.7
教育、学習支援業	18.8	3.1	78.1	41.9	6.5	51.6	3.2	6.5	90.3
医療、福祉	7.8	1.2	91.0	37.9	6.5	55.6	7.7	6.0	86.3
複合サービス事業	-	-	100.0	11.1	22.2	66.7	-	-	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	15.3	11.9	72.9	38.6	10.5	50.9	10.5	5.3	84.2
大企業	38.0	2.3	59.7	32.3	14.6	53.1	9.7	3.2	87.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-	100.0
建設業	50.0	10.0	40.0	10.0	-	90.0	10.0	-	90.0
製造業	77.8	-	22.2	66.7	-	33.3	12.5	-	87.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-	100.0
情報通信業	100.0	-	-	33.3	33.3	33.3	-	-	100.0
運輸業、郵便業	33.3	-	66.7	11.1	-	88.9	22.2	11.1	66.7
卸売業、小売業	37.7	5.7	56.6	15.1	28.3	56.6	20.8	-	79.2
金融業、保険業	11.1	-	88.9	27.8	50.0	22.2	-	-	100.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	85.7	14.3	-	28.6	-	71.4	-	-	100.0
宿泊業、飲食サービス業	66.7	-	33.3	42.9	-	57.1	16.7	-	83.3
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	100.0	42.9	-	57.1	-	14.3	85.7
教育、学習支援業	50.0	-	50.0	64.3	-	35.7	-	-	100.0
医療、福祉	25.5	-	74.5	37.5	10.7	51.8	5.6	3.7	90.7
複合サービス事業	15.4	-	84.6	30.8	7.7	61.5	-	9.1	90.9
サービス業(他に分類されないもの)	53.3	-	46.7	50.0	6.3	43.8	14.3	7.1	78.6

(2) 産業別・規模別テレワークの導入事業所割合

テレワークを導入している事業所は 228 事業所 (18.4%) で、このうち中小企業は 144 事業所 (14.2%)、大企業は 84 事業所 (38.0%) と大企業の方が高くなっている。テレワークの導入形態は、「在宅勤務」が 85.1% と最も多くなっている。(第 27 表、第 6 図)

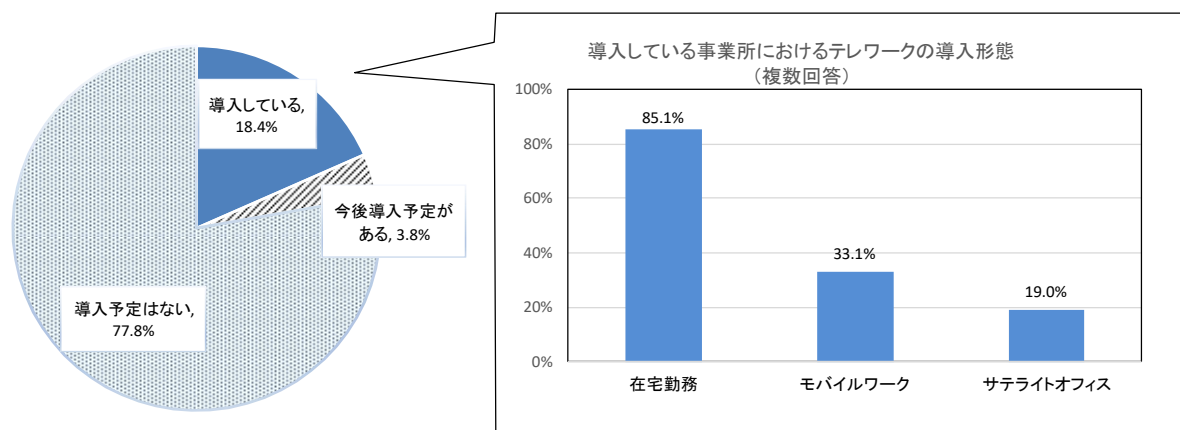
また、産業別テレワーク導入状況の割合をみると、「情報通信業」が 82.4% と最も高くなっている。(第 7 図)

第 27 表 規模別テレワークの導入状況

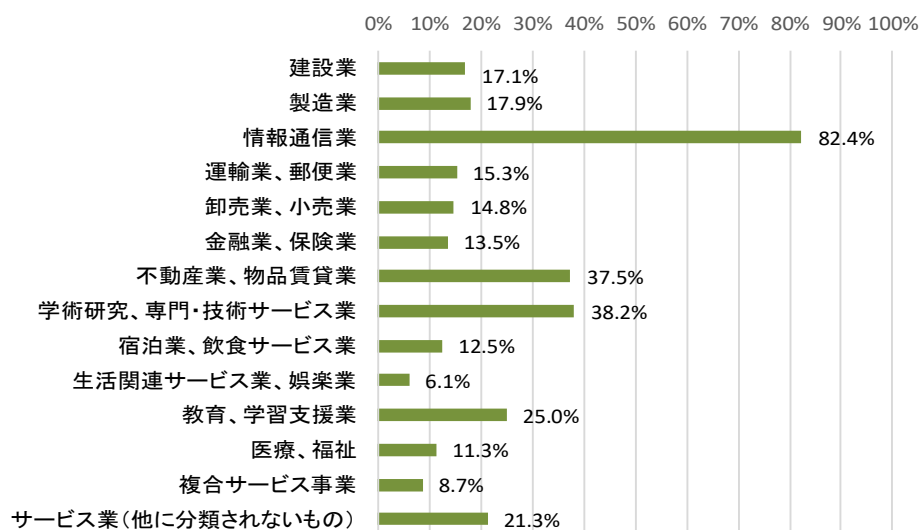
単位: 事業所、() 内: %

区分	事業所計	導入している	導入していない	
			今後導入予定がある	導入予定はない
規模計	1,238 (100.0)	228 (18.4)	47 (3.8)	963 (77.8)
中小企業	1,017 (100.0)	144 (14.2)	42 (4.1)	831 (81.7)
大企業	221 (100.0)	84 (38.0)	5 (2.3)	132 (59.7)

第 6 図 テレワークの導入状況



第 7 図 産業別テレワークの導入状況



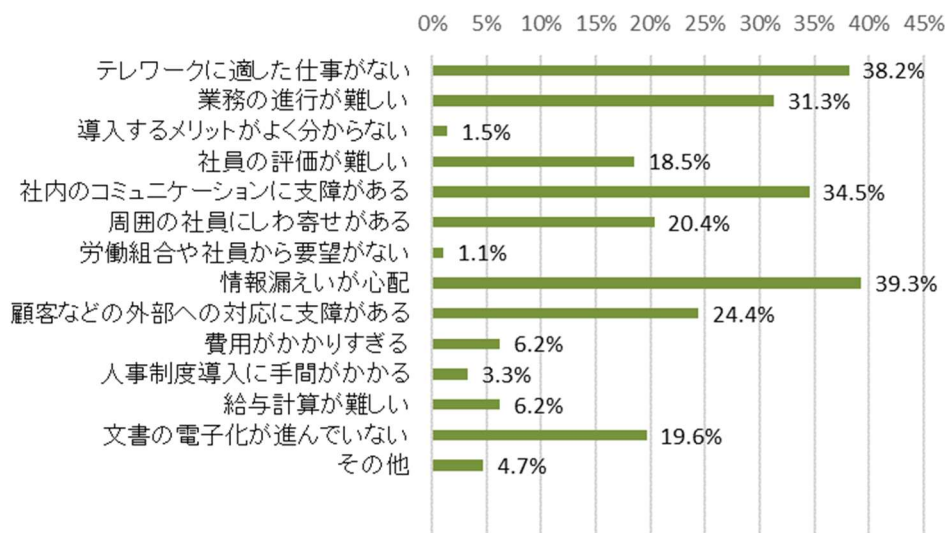
※ 「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」はサンプルが少ないため非掲載

(2) テレワークの導入における課題又は導入しない理由

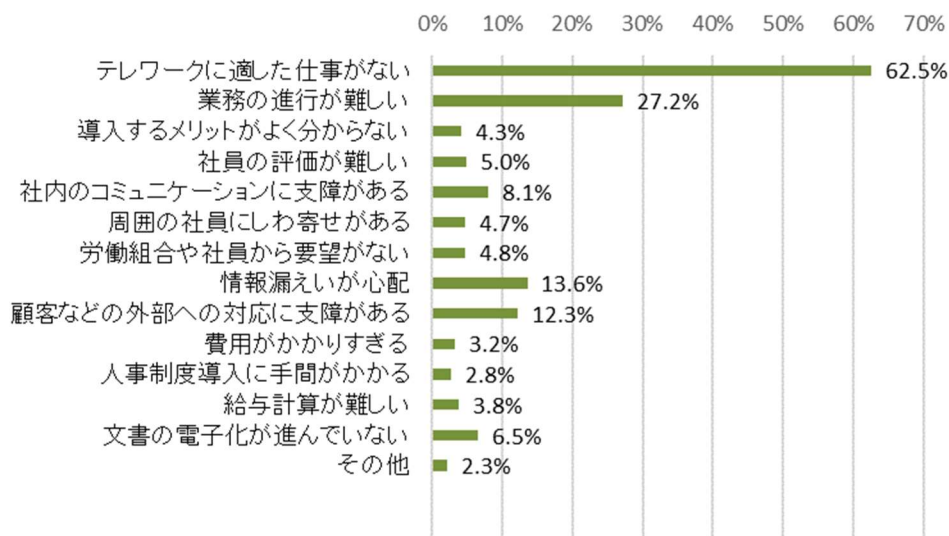
テレワークを導入している事業所(今後導入予定を含む)に導入における課題を尋ねたところ、「情報漏えいが心配」が39.3%と最も多く、次いで「テレワークに適した仕事がない」が38.2%、「社内のコミュニケーションに支障がある」が34.5%であった。(第8図)

また、テレワークの導入予定はない事業所に導入しない理由を尋ねたところ、「テレワークに適した仕事がない」が62.5%と最も多く、次いで「業務の進行が難しい」が27.2%、「情報漏えいが心配」が13.6%であった。(第9図)

第8図 テレワークを導入している事業所(今後導入予定を含む)における課題



第9図 テレワークの導入予定はない事業所における導入しない理由



10 育児休業制度・育児のための休暇制度

(1) 育児休業制度又は育児のための休暇制度の利用者の事業所割合

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む)がいた事業所について、育児休業制度又は育児のための休暇制度の利用者(予定含む)がいた事業所の割合を男女別にみると、男性は61.3%、女性は97.7%となっている。(第28表)

第28表 育児休業制度又は育児のための休暇制度の利用者の事業所数

単位:事業所、()内:%

区 分	男 性			女 性		
	配偶者が出産した男性労働者がいた事業所	育児休業制度又は育児のための休暇制度を利用した男性労働者がいた事業所(予定含む)	育児休業制度又は育児のための休暇制度を利用した男性労働者がいなかった事業所	出産した女性労働者がいた事業所	育児休業制度又は育児のための休暇制度を利用した女性労働者がいた事業所(予定含む)	育児休業制度又は育児のための休暇制度を利用した女性労働者がいなかった事業所
規模計	287 (100.0)	176 (61.3)	111 (38.7)	344 (100.0)	336 (97.7)	8 (2.3)
中小企業	224 (100.0)	128 (57.1)	96 (42.9)	264 (100.0)	257 (97.3)	7 (2.7)
大企業	63 (100.0)	48 (76.2)	15 (23.8)	80 (100.0)	79 (98.8)	1 (1.3)

(2) 育児休業制度利用者の事業所割合

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む)がいた事業所について、育児休業制度の利用者(予定含む)がいた事業所の割合を男女別にみると、男性は48.8%、女性は92.2%となっている。(第29表)

第29表 育児休業制度利用者の事業所数

単位:事業所、()内:%

区 分	男 性			女 性		
	配偶者が出産した男性労働者がいた事業所	育児休業制度を利用した男性労働者がいた事業所(予定含む)	育児休業制度を利用した男性労働者がいなかった事業所	出産した女性労働者がいた事業所	育児休業制度を利用した女性労働者がいた事業所(予定含む)	育児休業制度を利用した女性労働者がいなかった事業所
規模計	287 (100.0)	140 (48.8)	147 (51.2)	344 (100.0)	317 (92.2)	27 (7.8)
中小企業	224 (100.0)	102 (45.5)	122 (54.5)	264 (100.0)	240 (90.9)	24 (9.1)
大企業	63 (100.0)	38 (60.3)	25 (39.7)	80 (100.0)	77 (96.3)	3 (3.8)

(3) 育児休業制度又は育児のための休暇制度利用の労働者割合

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む)がいた事業所について、育児休業制度又は育児のための休暇制度の利用者(予定含む)の割合を男女別にみると、男性は57.3%、女性は92.9%となっている。(第30表)

第30表 育児休業制度又は育児のための休暇制度利用の労働者数

単位:人、()内:%

区 分	男 性			女 性		
	配偶者が出産した男性労働者計	育児休業制度又は育児のための休暇制度を利用した男性労働者(予定含む)	育児休業制度又は育児のための休暇制度を利用しなかった男性労働者	出産した女性労働者計	育児休業制度又は育児のための休暇制度を利用した女性労働者(予定含む)	育児休業制度又は育児のための休暇制度を利用しなかった女性労働者
規模計	583 (100.0)	334 (57.3)	249 (42.7)	716 (100.0)	665 (92.9)	51 (7.1)
中小企業	367 (100.0)	214 (58.3)	153 (41.7)	468 (100.0)	452 (96.6)	16 (3.4)
大企業	216 (100.0)	120 (55.6)	96 (44.4)	248 (100.0)	213 (85.9)	35 (14.1)

(4) 育児休業制度利用の労働者割合

令和4年8月1日から令和5年7月 31 日までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む)がいた事業所について、育児休業制度の利用者(予定含む)の割合を男女別にみると、男性は44.9%、女性は87.8%となっている。(第31表)

第31表 育児休業制度利用の労働者数

単位:人、()内:%

区 分	男 性			女 性		
	配偶者が出産した 男性労働者計	育児休業制度を 利用した 男性労働者 (予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 男性労働者	出産した 女性労働者計	育児休業制度を 利用した 女性労働者 (予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 女性労働者
規模計	583 (100.0)	262 (44.9)	321 (55.1)	716 (100.0)	629 (87.8)	87 (12.2)
中小企業	367 (100.0)	164 (44.7)	203 (55.3)	468 (100.0)	422 (90.2)	46 (9.8)
大企業	216 (100.0)	98 (45.4)	118 (54.6)	248 (100.0)	207 (83.5)	41 (16.5)

11 仕事と家庭の両立のための支援制度

(1) 育児のための支援制度の利用者がいた事業所割合

令和5年1月1日から令和5年12月31日(又は年度で区切りとしている場合は令和5年度)までの1年間に、働きながら育児をする労働者に対する支援制度の利用者がいた事業所のうち、最も利用実績が多かった制度は「年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度」が62.2%、次いで「短時間勤務制度」が36.6%、「所定外労働の制限」が23.5%であった。(第32表)

第32表 育児のための支援制度の利用者がいた事業所割合

単位:%

区 分	利用実績あり	利用実績がある制度(複数回答)							
		短時間勤務制度	所定外労働の制限	フレックスタイム制	始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ	年次有給休暇を半日/時間単位で取得	事業所内託児所	経費の援助措置	在宅勤務・テレワーク
規 模 計	70.1	36.6	23.5	6.1	21.0	62.2	2.5	4.1	9.2
中小企業	68.0	34.6	21.8	4.7	20.5	61.1	2.5	2.7	8.5
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	100.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0
建設業	60.3	19.7	11.0	2.9	14.4	56.3	1.2	1.8	5.3
製造業	70.4	34.6	21.6	4.5	21.4	62.9	1.0	2.1	9.1
電気・ガス・熱供給・水道業	20.0	20.0	-	-	-	20.0	-	-	-
情報通信業	100.0	38.5	30.8	15.4	30.8	92.3	-	14.3	84.6
運輸業、郵便業	35.0	11.9	13.8	5.4	15.3	28.8	1.8	-	3.6
卸売業、小売業	64.5	30.7	18.2	5.7	16.3	54.5	1.3	2.6	7.6
金融業、保険業	89.5	38.9	22.2	11.1	11.8	83.3	-	5.9	11.1
不動産業、物品賃貸業	80.0	60.0	23.1	-	23.1	71.4	-	16.7	25.0
学術研究、専門・技術サービス業	69.2	34.6	23.1	4.0	16.0	65.4	-	-	24.0
宿泊業、飲食サービス業	52.6	31.6	25.0	8.3	28.6	38.9	-	-	2.9
生活関連サービス業、娯楽業	68.0	44.0	37.5	8.7	26.1	66.7	-	17.4	4.3
教育、学習支援業	81.8	45.5	25.0	-	28.1	75.8	9.7	-	6.5
医療、福祉	86.9	58.5	35.5	4.5	27.3	79.9	5.6	2.5	5.0
複合サービス事業	60.0	33.3	11.1	-	11.1	66.7	12.5	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	58.6	26.8	23.2	3.5	26.8	51.7	7.1	1.8	10.7
大企業	79.6	45.8	31.3	11.9	23.3	66.8	2.8	9.9	12.5
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	50.0	-	-	-	-	-
建設業	70.0	20.0	20.0	10.0	20.0	44.4	-	-	20.0
製造業	88.9	50.0	42.9	37.5	12.5	87.5	-	12.5	37.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	100.0	-
情報通信業	66.7	66.7	33.3	33.3	33.3	66.7	-	-	33.3
運輸業、郵便業	55.6	44.4	33.3	22.2	22.2	33.3	-	22.2	22.2
卸売業、小売業	67.9	35.8	31.4	9.6	17.3	51.9	-	7.7	7.7
金融業、保険業	100.0	72.2	77.8	8.3	50.0	83.3	-	33.3	8.3
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	100.0	-	-	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	42.9	42.9	42.9	57.1	100.0	-	14.3	57.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	71.4	42.9	14.3	42.9	57.1	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	37.5	25.0	25.0	-	-	25.0	-	-	-
教育、学習支援業	92.9	35.7	28.6	-	35.7	78.6	-	7.1	7.1
医療、福祉	91.7	58.3	22.0	3.5	12.1	88.1	8.9	7.1	5.4
複合サービス事業	50.0	30.0	18.2	27.3	36.4	41.7	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	75.0	37.5	18.8	18.8	37.5	62.5	6.3	12.5	31.3

(2) 育児のための支援制度が就業規則等に規定されている事業所割合

働きながら育児をする労働者に対する支援制度において、最も多く就業規則や労働協約等に規定されている制度は「短時間勤務制度」が 76.3%、次いで「所定外労働の制限」が 71.0%、「年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度」が 61.5%であった。(第 33 表)

第 33 表 育児のための支援制度が就業規則等に規定されている事業所割合

単位:%

	1つ以上 規定あり	短時間勤務制度						所定外労働の制限					
		規定 あり	～3歳未満	子が3歳～ 小学校就学前 まで	子が小学校入学 ～卒業まで	子が小学校卒業 以降も利用可	規定 なし	規定 あり	～3歳未満	子が3歳～ 小学校就学前 まで	子が小学校入学 ～卒業まで	子が小学校卒業 以降も利用可	規定 なし
規模計	84.5	76.3	64.3	21.2	10.9	3.6	23.7	71.0	54.3	33.5	9.5	2.7	29.0
中小企業	81.4	72.2	69.9	19.4	7.1	3.6	27.8	67.1	56.8	35.7	5.1	2.4	32.9
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-
建設業	81.2	67.1	72.2	16.7	6.5	4.6	32.9	58.6	48.9	41.3	5.4	4.3	41.4
製造業	79.9	71.9	63.6	24.5	9.1	2.8	28.1	69.3	53.4	37.4	8.4	0.8	30.7
電気・ガス・熱供給・水道業	80.0	80.0	100.0	-	-	-	20.0	100.0	-	100.0	-	-	-
情報通信業	100.0	84.6	36.4	36.4	27.3	-	15.4	76.9	40.0	50.0	-	10.0	23.1
運輸業、郵便業	83.3	74.6	59.1	20.5	18.2	2.3	25.4	81.0	48.9	29.8	14.9	6.4	19.0
卸売業、小売業	70.5	59.4	76.8	13.7	7.4	2.1	40.6	53.8	75.0	23.8	1.2	-	46.2
金融業、保険業	89.5	94.1	62.5	25.0	6.3	6.3	5.9	76.5	30.8	53.8	7.7	7.7	23.5
不動産業、物品賃貸業	91.7	91.7	72.7	27.3	-	-	8.3	88.9	75.0	25.0	-	-	11.1
学術研究、専門・技術サービス業	84.0	66.7	75.0	25.0	-	-	33.3	66.7	43.8	50.0	6.3	-	33.3
宿泊業、飲食サービス業	69.4	65.7	87.0	4.3	4.3	4.3	34.3	56.3	72.2	22.2	-	5.6	43.8
生活関連サービス業、娯楽業	92.0	66.7	68.8	25.0	-	6.3	33.3	72.7	75.0	25.0	-	-	27.3
教育、学習支援業	93.5	86.7	61.5	38.5	-	-	13.3	75.0	71.4	28.6	-	-	25.0
医療、福祉	92.4	88.2	75.3	14.7	3.3	6.7	11.8	78.4	56.7	37.8	2.4	3.1	21.6
複合サービス事業	71.4	42.9	100.0	-	-	-	57.1	42.9	66.7	33.3	-	-	57.1
サービス業(他に分類されないもの)	70.2	63.6	62.9	25.7	11.4	-	36.4	65.5	55.6	38.9	5.6	-	34.5
大企業	98.6	94.5	44.9	27.3	23.9	3.9	5.5	88.2	46.0	26.2	24.1	3.7	11.8
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	-	-	-	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-
建設業	100.0	100.0	37.5	25.0	37.5	-	-	75.0	50.0	16.7	33.3	-	25.0
製造業	100.0	100.0	25.0	25.0	50.0	-	-	100.0	37.5	12.5	50.0	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-
情報通信業	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	66.7	-	100.0	-	-	33.3
運輸業、郵便業	100.0	100.0	62.5	-	37.5	-	-	85.7	50.0	-	50.0	-	14.3
卸売業、小売業	100.0	98.1	35.3	21.6	41.2	2.0	1.9	94.2	42.9	22.4	30.6	4.1	5.8
金融業、保険業	100.0	100.0	22.2	11.1	38.9	27.8	-	88.9	31.3	-	62.5	6.3	11.1
不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	85.7	-	33.3	50.0	16.7	14.3	100.0	28.6	-	42.9	28.6	-
宿泊業、飲食サービス業	83.3	83.3	60.0	-	40.0	-	16.7	80.0	25.0	50.0	25.0	-	20.0
生活関連サービス業、娯楽業	87.5	87.5	57.1	42.9	-	-	12.5	87.5	57.1	42.9	-	-	12.5
教育、学習支援業	100.0	100.0	38.5	53.8	7.7	-	-	100.0	30.8	69.2	-	-	-
医療、福祉	98.2	96.4	64.8	33.3	1.9	-	3.6	90.6	54.2	33.3	10.4	2.1	9.4
複合サービス事業	100.0	81.8	77.8	11.1	11.1	-	18.2	54.5	83.3	16.7	-	-	45.5
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	86.7	46.2	23.1	23.1	7.7	13.3	73.3	45.5	27.3	18.2	9.1	26.7

単位：%

	フレックスタイム制						始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ					
	規定あり	規定なし				規定あり	規定なし				規定なし	
		～3歳未満	子が3歳～小学校就学前まで	子が小学校入学～卒業まで	子が小学校卒業以降も利用可		～3歳未満	子が3歳～小学校就学前まで	子が小学校入学～卒業まで	子が小学校卒業以降も利用可		
規模計	8.5	25.5	10.6	7.4	56.4	91.5	30.3	46.4	17.9	13.0	22.8	69.7
中小企業	5.7	40.4	11.5	5.8	42.3	94.0	27.9	52.1	18.4	8.4	21.1	72.1
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	-	100.0	-	100.0	-	-	-	100.0	-
建設業	6.3	50.0	-	10.0	40.0	93.1	30.2	64.6	10.4	8.3	16.7	69.8
製造業	5.9	36.4	9.1	18.2	36.4	93.1	30.3	50.9	22.8	12.3	14.0	69.7
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-
情報通信業	7.7	-	-	-	100.0	92.3	46.2	16.7	33.3	33.3	16.7	53.8
運輸業、郵便業	8.8	40.0	20.0	-	40.0	89.7	33.9	30.0	15.0	5.0	50.0	66.1
卸売業、小売業	4.0	66.7	-	-	33.3	96.7	19.1	73.3	16.7	-	10.0	80.9
金融業、保険業	11.1	-	50.0	-	50.0	88.9	6.3	-	-	-	100.0	93.8
不動産業、物品賃貸業	11.1	100.0	-	-	-	88.9	20.0	100.0	-	-	-	80.0
学術研究、専門・技術サービス業	4.5	-	-	-	100.0	91.3	22.7	80.0	20.0	-	-	77.3
宿泊業、飲食サービス業	9.1	66.7	-	-	33.3	93.8	20.6	57.1	-	-	42.9	79.4
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	100.0	28.6	50.0	16.7	16.7	16.7	71.4
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	96.2	40.7	63.6	27.3	-	9.1	59.3
医療、福祉	5.3	25.0	37.5	-	37.5	96.6	27.3	45.5	20.5	9.1	25.0	72.7
複合サービス事業	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	5.8	33.3	-	-	66.7	90.7	33.9	36.8	31.6	15.8	15.8	66.1
大企業	20.6	7.1	9.5	9.5	73.8	79.4	41.1	29.1	16.3	26.7	27.9	58.9
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
建設業	25.0	-	-	100.0	-	75.0	75.0	33.3	-	50.0	16.7	25.0
製造業	25.0	50.0	-	-	50.0	85.7	25.0	-	50.0	50.0	-	75.0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-
情報通信業	66.7	-	-	-	100.0	33.3	66.7	-	50.0	-	50.0	33.3
運輸業、郵便業	14.3	-	-	-	100.0	85.7	42.9	33.3	-	33.3	33.3	57.1
卸売業、小売業	22.4	9.1	-	18.2	72.7	77.6	38.0	26.3	10.5	26.3	36.8	62.0
金融業、保険業	11.1	-	50.0	-	50.0	88.9	33.3	-	16.7	16.7	66.7	66.7
不動産業、物品賃貸業	100.0	-	-	-	100.0	-	100.0	-	-	-	100.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	57.1	25.0	-	-	75.0	42.9	85.7	-	-	50.0	50.0	14.3
宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	100.0	60.0	66.7	-	33.3	-	40.0
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	100.0	12.5	-	100.0	-	-	87.5
教育、学習支援業	10.0	-	-	-	100.0	90.0	46.2	-	16.7	66.7	16.7	53.8
医療、福祉	13.5	-	28.6	-	71.4	86.5	28.8	53.3	33.3	13.3	-	71.2
複合サービス事業	18.2	-	-	-	100.0	81.8	63.6	42.9	14.3	-	42.9	36.4
サービス業(他に分類されないもの)	33.3	-	20.0	-	80.0	66.7	53.3	50.0	12.5	25.0	12.5	46.7

単位：%

	年次有給休暇を半日／時間単位で取得						事業所内託児所					
	規定あり	～3歳未満	子が3歳～小学校就学前まで	子が小学校入学～卒業まで	子が小学校卒業以降も利用可	規定なし	規定あり	～3歳未満	子が3歳～小学校就学前まで	子が小学校入学～卒業まで	子が小学校卒業以降も利用可	規定なし
規模計	61.5	9.5	4.6	1.8	84.0	38.5	3.1	52.9	41.2	-	5.9	96.9
中小企業	58.7	10.5	5.2	1.6	82.7	41.3	3.0	59.3	33.3	-	7.4	97.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
建設業	52.8	15.5	3.6	1.2	79.8	47.2	1.3	50.0	-	-	50.0	98.7
製造業	61.1	8.6	5.2	4.3	81.9	38.9	2.7	40.0	60.0	-	-	97.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
情報通信業	76.9	-	10.0	-	90.0	23.1	-	-	-	-	-	100.0
運輸業、郵便業	52.6	30.0	6.7	-	63.3	47.4	1.7	100.0	-	-	-	98.3
卸売業、小売業	45.6	13.9	6.9	-	79.2	54.4	2.0	66.7	33.3	-	-	98.0
金融業、保険業	66.7	-	-	-	100.0	33.3	-	-	-	-	-	100.0
不動産業、物品賃貸業	60.0	33.3	-	-	66.7	40.0	12.5	100.0	-	-	-	87.5
学術研究、専門・技術サービス業	56.5	23.1	7.7	-	69.2	43.5	-	-	-	-	-	100.0
宿泊業、飲食サービス業	44.1	20.0	6.7	-	73.3	55.9	3.1	-	-	-	100.0	96.9
生活関連サービス業、娯楽業	64.0	-	12.5	-	87.5	36.0	-	-	-	-	-	100.0
教育、学習支援業	62.1	11.1	5.6	-	83.3	37.9	4.0	-	100.0	-	-	96.0
医療、福祉	76.8	4.0	2.4	1.6	92.1	23.2	6.7	60.0	40.0	-	-	93.3
複合サービス事業	50.0	-	-	-	100.0	50.0	-	-	-	-	-	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	52.8	3.6	14.3	3.6	78.6	47.2	5.3	100.0	-	-	-	94.7
大企業	74.0	6.3	2.5	2.5	88.7	26.0	3.5	28.6	71.4	-	-	96.5
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
建設業	85.7	33.3	16.7	16.7	33.3	14.3	-	-	-	-	-	100.0
製造業	57.1	25.0	-	-	75.0	42.9	-	-	-	-	-	100.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
運輸業、郵便業	25.0	-	-	-	100.0	75.0	-	-	-	-	-	100.0
卸売業、小売業	64.0	6.3	-	3.1	90.6	36.0	2.1	-	100.0	-	-	97.9
金融業、保険業	83.3	-	6.7	6.7	86.7	16.7	5.6	-	100.0	-	-	94.4
不動産業、物品賃貸業	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	-	-	14.3	85.7	-	14.3	-	100.0	-	-	85.7
宿泊業、飲食サービス業	50.0	-	-	-	100.0	50.0	-	-	-	-	-	100.0
生活関連サービス業、娯楽業	62.5	-	-	-	100.0	37.5	-	-	-	-	-	100.0
教育、学習支援業	69.2	-	-	-	100.0	30.8	-	-	-	-	-	100.0
医療、福祉	86.0	6.1	4.1	-	89.8	14.0	5.9	33.3	66.7	-	-	94.1
複合サービス事業	75.0	11.1	-	-	88.9	25.0	-	-	-	-	-	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	73.3	9.1	-	-	90.9	26.7	6.7	100.0	-	-	-	93.3

単位：%

	経費の援助措置						在宅勤務・テレワーク					
	規定あり	～3歳未満	子が3歳～ 小学校就学前 まで	子が小学校入学 ～卒業まで	子が小学校卒業 以降も利用可	規定なし	規定あり	～3歳未満	子が3歳～ 小学校就学前 まで	子が小学校入学 ～卒業まで	子が小学校卒業 以降も利用可	規定なし
規模計	5.0	23.6	18.2	25.5	32.7	95.0	8.5	7.4	3.2	5.3	84.2	91.5
中小企業	3.3	26.7	16.7	10.0	46.7	96.7	6.0	10.9	1.8	3.6	83.6	94.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	-	100.0	-	100.0	-	-	-	100.0	-
建設業	2.5	25.0	-	-	75.0	97.5	6.9	18.2	-	-	81.8	93.1
製造業	4.3	25.0	25.0	-	50.0	95.7	6.9	15.4	7.7	15.4	61.5	93.1
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0
情報通信業	7.7	-	-	-	100.0	92.3	53.8	-	-	-	100.0	46.2
運輸業、郵便業	1.7	-	-	-	100.0	98.3	1.7	-	-	-	100.0	98.3
卸売業、小売業	1.3	50.0	-	-	50.0	98.7	4.0	16.7	-	-	83.3	96.0
金融業、保険業	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0
不動産業、物品賃貸業	25.0	100.0	-	-	-	75.0	11.1	100.0	-	-	-	88.9
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	100.0	13.0	-	-	-	100.0	87.0
宿泊業、飲食サービス業	3.1	-	-	-	100.0	96.9	3.1	-	-	-	100.0	96.9
生活関連サービス業、娯楽業	21.1	25.0	-	75.0	-	78.9	-	-	-	-	-	100.0
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	100.0	3.8	-	-	-	100.0	96.2
医療、福祉	3.3	20.0	60.0	-	20.0	96.7	4.0	-	-	-	100.0	96.0
複合サービス事業	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	1.9	-	-	-	100.0	98.1	7.4	-	-	-	100.0	92.6
大企業	12.3	20.0	20.0	44.0	16.0	87.7	19.6	2.5	5.0	7.5	85.0	80.4
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-
建設業	-	-	-	-	-	100.0	50.0	-	-	25.0	75.0	50.0
製造業	12.5	-	100.0	-	-	87.5	14.3	-	-	100.0	-	85.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
情報通信業	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-
運輸業、郵便業	28.6	50.0	-	-	50.0	71.4	14.3	-	-	-	100.0	85.7
卸売業、小売業	10.4	-	20.0	80.0	-	89.6	14.3	-	-	-	100.0	85.7
金融業、保険業	44.4	12.5	12.5	75.0	-	55.6	11.1	-	50.0	-	50.0	88.9
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	14.3	100.0	-	-	-	85.7	85.7	-	-	16.7	83.3	14.3
宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	100.0	20.0	50.0	-	-	50.0	80.0
医療、福祉	10.0	20.0	40.0	20.0	20.0	90.0	11.5	-	16.7	-	83.3	88.5
複合サービス事業	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	13.3	50.0	-	-	50.0	86.7	33.3	-	-	-	100.0	66.7

(3) 子の看護休暇

子の看護休暇制度の利用実績があった事業所の割合は 24.2%、就業規則や労働協約等に規定している事業所の割合は 75.0%となっている。また、そのうち、休暇期間中の賃金の支払いがある事業所は 29.4%となっている。(第 34 表)

第 34 表 子の看護休暇

単位:%

	子の看護休暇制度							
	利用実績の有無	就業規則等への規定の有無					休暇期間中の賃金支給の有無	
	利用実績あり	規定あり	規定あり			規定なし	規定ありのうち、賃金支給あり	
			小学校就学前まで	子が小学校入学～卒業まで	子が小学校卒業以降も利用可		有給	無給
規模計	24.2	75.0	83.8	10.1	6.0	25.0	29.4	70.6
中小企業	21.7	70.3	86.3	7.2	6.6	29.7	26.9	73.1
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	-	100.0	-	-	100.0	-
建設業	16.9	62.7	87.5	6.7	5.8	37.3	31.7	68.3
製造業	21.2	68.4	88.1	7.5	4.5	31.6	14.2	85.8
電気・ガス・熱供給・水道業	20.0	80.0	100.0	-	-	20.0	-	100.0
情報通信業	21.4	84.6	90.9	9.1	-	15.4	9.1	90.9
運輸業、郵便業	6.5	79.7	93.6	4.3	2.1	20.3	29.8	70.2
卸売業、小売業	12.3	61.8	89.7	2.1	8.2	38.2	24.7	75.3
金融業、保険業	47.1	94.1	81.3	12.5	6.3	5.9	75.0	25.0
不動産業、物品賃貸業	30.8	80.0	87.5	12.5	-	20.0	12.5	87.5
学術研究、専門・技術サービス業	28.0	68.0	82.4	-	17.6	32.0	41.2	58.8
宿泊業、飲食サービス業	11.1	51.4	89.5	5.3	5.3	48.6	10.5	89.5
生活関連サービス業、娯楽業	40.0	78.3	66.7	-	33.3	21.7	33.3	66.7
教育、学習支援業	44.1	83.9	92.3	3.8	3.8	16.1	53.8	46.2
医療、福祉	35.4	84.0	80.3	12.7	7.0	16.0	27.5	72.5
複合サービス事業	11.1	75.0	100.0	-	-	25.0	83.3	16.7
サービス業(他に分類されないもの)	15.3	60.7	85.3	8.8	5.9	39.3	17.6	82.4
大企業	35.7	95.5	76.1	19.7	4.2	4.5	37.6	62.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	-	100.0	-	-	100.0	-
建設業	30.0	90.0	55.6	44.4	-	10.0	55.6	44.4
製造業	77.8	100.0	66.7	33.3	-	-	44.4	55.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	-	100.0	-	100.0	-
情報通信業	66.7	100.0	66.7	33.3	-	-	-	100.0
運輸業、郵便業	44.4	88.9	62.5	25.0	12.5	11.1	25.0	75.0
卸売業、小売業	20.8	94.2	85.7	10.2	4.1	5.8	24.5	75.5
金融業、保険業	41.7	100.0	61.1	38.9	-	-	94.4	5.6
不動産業、物品賃貸業	-	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	66.7	100.0	14.3	71.4	14.3	-	71.4	28.6
宿泊業、飲食サービス業	14.3	66.7	75.0	25.0	-	33.3	-	100.0
生活関連サービス業、娯楽業	12.5	100.0	100.0	-	-	-	28.6	71.4
教育、学習支援業	64.3	100.0	92.9	7.1	-	-	85.7	14.3
医療、福祉	33.9	96.5	87.3	9.1	3.6	3.5	20.0	80.0
複合サービス事業	50.0	100.0	58.3	33.3	8.3	-	33.3	66.7
サービス業(他に分類されないもの)	20.0	93.3	78.6	14.3	7.1	6.7	14.3	85.7

(4) 介護のための支援制度の利用者がいた事業所割合

令和5年1月1日から令和5年12月31日(又は年度で区切りとしている場合は令和5年度)までの1年間に、働きながら介護をする労働者に対する支援制度の利用者がいた事業所のうち、最も利用実績が多かった制度は「年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度」が31.1%、次いで「介護休暇制度」が15.7%、「短時間勤務制度」が11.0%であった。(第35表)

第35表 介護のための支援制度の利用者がいた事業所割合

単位:%

区 分	利用実績あり	利用実績がある制度(複数回答)								
		短時間勤務制度	フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	介護休暇制度	所定外労働の制限	年次有給休暇を半日/時間単位で取得	在宅勤務・テレワーク	再雇用制度	経費の援助措置
規 模 計	36.7	11.0	2.7	8.1	15.7	8.5	31.1	3.2	10.6	0.8
中小企業	36.1	10.6	2.1	7.6	14.2	7.5	30.1	3.1	10.3	0.5
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	100.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	-
建設業	30.9	5.2	-	4.0	10.8	6.3	28.2	0.6	8.1	0.6
製造業	42.1	12.6	4.1	7.0	15.0	9.0	37.3	2.5	13.2	0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.0
情報通信業	50.0	7.1	-	7.1	21.4	7.1	42.9	38.5	14.3	-
運輸業、郵便業	21.0	4.8	3.3	4.8	6.5	6.6	16.1	1.7	3.3	1.7
卸売業、小売業	31.8	6.7	1.9	5.6	8.5	3.7	23.3	1.9	8.9	0.6
金融業、保険業	36.8	15.8	-	11.1	21.1	5.3	27.8	5.6	5.6	-
不動産業、物品賃貸業	53.3	21.4	-	7.7	15.4	15.4	42.9	8.3	18.2	-
学術研究、専門・技術サービス業	29.2	16.7	4.3	8.7	16.7	12.5	21.7	8.7	4.3	-
宿泊業、飲食サービス業	18.4	5.3	-	2.7	5.4	5.3	16.2	-	10.5	-
生活関連サービス業、娯楽業	37.5	12.5	4.2	12.5	16.7	16.7	34.8	-	12.5	-
教育、学習支援業	45.5	9.7	3.3	9.7	32.3	6.7	36.7	3.3	9.7	-
医療、福祉	42.4	16.2	2.5	10.3	20.0	9.4	36.4	4.3	14.2	-
複合サービス事業	44.4	33.3	-	11.1	11.1	-	33.3	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	41.4	14.3	-	17.5	19.3	8.9	27.6	3.5	10.5	-
大企業	39.1	13.2	4.9	10.6	21.9	12.8	35.5	3.6	12.0	2.2
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	20.0	-	-	-	-	-	11.1	-	-	-
製造業	66.7	11.1	25.0	22.2	66.7	12.5	55.6	11.1	-	33.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-
情報通信業	33.3	-	-	-	33.3	-	33.3	33.3	-	-
運輸業、郵便業	44.4	11.1	22.2	11.1	33.3	11.1	33.3	11.1	11.1	-
卸売業、小売業	20.8	9.4	1.9	1.9	9.4	9.4	17.0	-	11.3	-
金融業、保険業	33.3	11.1	-	27.8	22.2	11.1	33.3	5.6	-	5.6
不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	100.0	100.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	71.4	28.6	42.9	28.6	50.0	28.6	71.4	42.9	42.9	-
宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	37.5	12.5	-	-	12.5	12.5	37.5	-	-	-
教育、学習支援業	71.4	21.4	-	28.6	50.0	28.6	71.4	-	7.1	-
医療、福祉	53.3	13.6	1.8	5.2	20.3	11.9	50.8	-	23.2	1.8
複合サービス事業	33.3	25.0	9.1	27.3	33.3	18.2	25.0	-	16.7	-
サービス業(他に分類されないもの)	25.0	13.3	6.3	12.5	18.8	18.8	18.8	-	-	-

(5) 介護のための支援制度が就業規則等に規定されている事業所割合

働きながら介護をする労働者に対する支援制度において、最も多く就業規則や労働協約等に規定されている制度は「介護休暇制度」が 80.3%、次いで「短時間勤務制度」が 70.0%、「所定外労働の制限」が 66.9%であった。(第 36 表)

第 36 表 介護のための支援制度が就業規則等に規定されている事業所割合

単位: %

	1つ以上 規定あり	短時間 勤務制度		フレックス タイム制度		始業・終業時刻の 繰上げ・繰下げ	
		規定 あり	規定 なし	規定 あり	規定 なし	規定 あり	規定 なし
規 模 計	84.9	70.0	30.0	8.0	92.0	28.7	71.3
中小企業	82.0	66.8	33.2	5.6	94.4	26.1	74.1
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0	-
建 設 業	82.8	64.3	35.7	6.5	93.5	30.6	69.8
製 造 業	81.7	68.6	31.4	6.6	93.4	29.9	69.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	-	100.0	100.0	-
情報通信業	78.6	71.4	28.6	7.1	92.9	28.6	71.4
運輸業、郵便業	85.2	70.0	30.0	8.3	91.7	30.0	71.2
卸売業、小売業	69.1	54.4	45.6	3.8	96.2	15.2	85.9
金融業、保険業	100.0	94.7	5.3	5.3	94.7	21.1	78.9
不動産業、物品賃貸業	78.6	57.1	42.9	-	100.0	8.3	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	92.0	70.8	29.2	8.7	91.3	26.1	73.9
宿泊業、飲食サービス業	62.9	51.4	48.6	-	100.0	17.6	80.0
生活関連サービス業、娯楽業	80.0	45.0	55.0	-	100.0	30.0	70.0
教育、学習支援業	90.6	71.9	28.1	3.4	96.6	30.0	75.0
医療、福祉	92.0	81.1	18.9	4.9	95.1	23.9	75.6
複合サービス事業	85.7	28.6	71.4	-	100.0	-	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	81.0	62.5	37.5	8.9	91.1	35.2	63.6
大企業	98.2	84.5	15.5	19.1	80.9	40.6	59.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	-	-	100.0	-	100.0
建 設 業	100.0	88.9	11.1	22.2	77.8	55.6	44.4
製 造 業	100.0	100.0	-	25.0	75.0	22.2	87.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-
情報通信業	100.0	33.3	66.7	66.7	33.3	33.3	66.7
運輸業、郵便業	88.9	88.9	11.1	22.2	77.8	33.3	66.7
卸売業、小売業	100.0	86.5	13.5	19.2	80.8	38.5	61.5
金融業、保険業	100.0	94.4	5.6	11.1	88.9	55.6	44.4
不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	57.1	42.9	57.1	42.9	83.3	14.3
宿泊業、飲食サービス業	83.3	83.3	16.7	-	100.0	50.0	50.0
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	100.0	-	-	100.0	14.3	85.7
教育、学習支援業	100.0	100.0	-	8.3	91.7	46.2	58.3
医療、福祉	98.3	77.6	22.4	12.3	87.7	24.6	74.1
複合サービス事業	100.0	70.0	30.0	22.2	77.8	55.6	40.0
サービス業(他に分類されないもの)	93.3	86.7	13.3	40.0	60.0	73.3	26.7

単位:%

	介護休暇制度		所定外労働の制限		年次有給休暇を半日 ／時間単位で取得	
	規定 あり	規定 なし	規定 あり	規定 なし	規定 あり	規定 なし
規 模 計	80.3	19.7	66.9	33.1	61.9	38.1
中小企業	77.2	22.8	62.8	37.2	59.1	40.9
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	100.0	-	100.0	-
建設業	75.1	24.9	58.5	41.5	56.7	43.3
製造業	76.1	23.9	63.3	36.7	59.2	40.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	100.0	-	100.0	-
情報通信業	78.6	21.4	64.3	35.7	71.4	28.6
運輸業、郵便業	78.7	21.3	75.0	25.0	58.3	41.7
卸売業、小売業	66.0	34.0	50.6	49.4	44.7	55.3
金融業、保険業	100.0	-	88.9	11.1	78.9	21.1
不動産業、物品賃貸業	53.8	46.2	53.8	46.2	61.5	38.5
学術研究、専門・技術サービス業	84.0	16.0	66.7	33.3	56.5	43.5
宿泊業、飲食サービス業	62.9	37.1	48.6	51.4	37.1	62.9
生活関連サービス業、娯楽業	80.0	20.0	65.0	35.0	50.0	50.0
教育、学習支援業	86.7	13.3	67.7	32.3	64.5	35.5
医療、福祉	89.5	10.5	72.5	27.5	75.1	24.9
複合サービス事業	85.7	14.3	57.1	42.9	42.9	57.1
サービス業(他に分類されないもの)	73.7	26.3	60.3	39.7	63.2	36.8
大企業	94.5	5.5	85.3	14.7	74.3	25.7
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	100.0	-	100.0	-
建設業	100.0	-	88.9	11.1	88.9	11.1
製造業	100.0	-	87.5	12.5	57.1	42.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	100.0	-	100.0	-
情報通信業	100.0	-	33.3	66.7	100.0	-
運輸業、郵便業	88.9	11.1	55.6	44.4	33.3	66.7
卸売業、小売業	96.2	3.8	86.5	13.5	67.3	32.7
金融業、保険業	94.4	5.6	88.9	11.1	55.6	44.4
不動産業、物品賃貸業	100.0	-	100.0	-	100.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	-	85.7	14.3	85.7	14.3
宿泊業、飲食サービス業	83.3	16.7	66.7	33.3	50.0	50.0
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	-	100.0	-	71.4	28.6
教育、学習支援業	100.0	-	100.0	-	69.2	30.8
医療、福祉	93.1	6.9	86.0	14.0	94.8	5.2
複合サービス事業	90.0	10.0	80.0	20.0	70.0	30.0
サービス業(他に分類されないもの)	86.7	13.3	86.7	13.3	66.7	33.3

単位：%

	在宅勤務・テレワーク		再雇用制度		経費の援助措置	
	規定あり	規定なし	規定あり	規定なし	規定あり	規定なし
規 模 計	8.6	91.4	25.3	74.7	2.5	97.5
中小企業	6.3	93.7	22.5	77.5	1.7	98.3
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	100.0	-	-	100.0
建設業	5.9	94.1	20.1	79.9	2.4	97.6
製造業	5.6	94.4	23.2	76.8	1.5	98.5
電気・ガス・熱供給・水道業	-	100.0	-	100.0	-	100.0
情報通信業	50.0	50.0	35.7	64.3	-	100.0
運輸業、郵便業	5.0	95.0	16.9	83.1	3.4	96.6
卸売業、小売業	3.2	96.8	25.6	74.4	-	100.0
金融業、保険業	5.3	94.7	5.3	94.7	5.3	94.7
不動産業、物品賃貸業	-	100.0	9.1	90.9	-	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	13.0	87.0	21.7	78.3	4.3	95.7
宿泊業、飲食サービス業	2.9	97.1	20.0	80.0	-	100.0
生活関連サービス業、娯楽業	-	100.0	35.0	65.0	5.0	95.0
教育、学習支援業	3.4	96.6	21.4	78.6	3.4	96.6
医療、福祉	5.5	94.5	22.0	78.0	1.8	98.2
複合サービス事業	-	100.0	28.6	71.4	-	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	16.1	83.9	29.1	70.9	-	100.0
大企業	18.9	81.1	37.6	62.4	6.5	93.5
鉱業、採石業、砂利採取業	-	100.0	-	100.0	-	100.0
建設業	22.2	77.8	22.2	77.8	11.1	88.9
製造業	25.0	75.0	12.5	87.5	14.3	85.7
電気・ガス・熱供給・水道業	-	100.0	-	100.0	100.0	-
情報通信業	100.0	-	66.7	33.3	33.3	66.7
運輸業、郵便業	22.2	77.8	22.2	77.8	11.1	88.9
卸売業、小売業	13.5	86.5	36.5	63.5	3.8	96.2
金融業、保険業	33.3	66.7	55.6	44.4	5.6	94.4
不動産業、物品賃貸業	100.0	-	100.0	-	-	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	57.1	42.9	57.1	42.9	14.3	85.7
宿泊業、飲食サービス業	-	100.0	16.7	83.3	-	100.0
生活関連サービス業、娯楽業	-	100.0	42.9	57.1	-	100.0
教育、学習支援業	16.7	83.3	16.7	83.3	8.3	91.7
医療、福祉	8.6	91.4	39.7	60.3	5.2	94.8
複合サービス事業	22.2	77.8	60.0	40.0	11.1	88.9
サービス業(他に分類されないもの)	33.3	66.7	40.0	60.0	-	100.0

(5) 介護休業制度

令和5年1月1日から令和5年12月31日(又は年度で区切りとしている場合は令和5年度)までの1年間に介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は4.4%で、規模別にみると、中小企業で4.1%、大企業で6.1%となっている。(第37表)

第37表 介護休業制度利用者の事業所数

単位:事業所、()内:%

区分	事業所計	介護休業制度の利用者がいた事業所	介護休業制度の利用者がいなかった事業所
規模計	1,314 (100.0)	58 (4.4)	1,256 (95.6)
中小企業	1,083 (100.0)	44 (4.1)	1,039 (95.9)
大企業	231 (100.0)	14 (6.1)	217 (93.9)

12 職場のハラスメント

(1) 労働者からハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所割合

令和5年4月から令和6年3月までの1年間に、労働者からハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所の割合は、12.9%であった。(第38表)

第38表 ハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所割合

単位:事業所、()内:%

区分	事業所計	相談や訴えのあった事業所	相談や訴えの無かった事業所
規模計	1,303 (100.0)	168 (12.9)	1,135 (87.1)
中小企業	1,074 (100.0)	129 (12.0)	945 (88.0)
大企業	229 (100.0)	39 (17.0)	190 (83.0)

(2) 相談や訴えのあったハラスメントの種類

相談や訴えのあったハラスメントの種類は、「パワーハラスメント」が80.4%と最も多かった。(第39表)

第39表 相談や訴えのあったハラスメントの種類別割合

単位:事業所、()内:%

	ハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所	パワーハラスメント	セクシュアルハラスメント	妊娠・出産・育児等に関するハラスメント	介護休業等に関するハラスメント	顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)
規模計	168	135 (80.4)	38 (22.6)	9 (5.4)	1 (0.6)	37 (22.0)
中小企業	129	104 (80.6)	27 (20.9)	6 (4.7)	1 (0.8)	31 (24.0)
大企業	39	31 (79.5)	11 (28.2)	3 (7.7)	- (-)	6 (15.4)

※複数回答

(3) 顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止措置の実施状況

顧客等からの著しい迷惑行為についての被害を防止する取組を行っている事業所は、22.1%であった。
(第40表)

第40表 カスタマーハラスメントの防止措置の実施状況

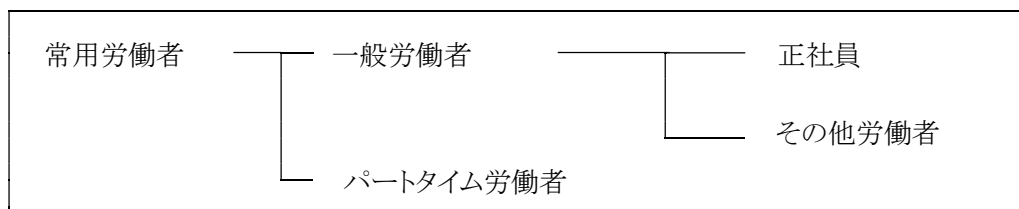
単位:事業所、()内:%

区分	事業所計	防止する取組を行っている	防止する取組を行っていない
規模計	1,296 (100.0)	286 (22.1)	1,010 (77.9)
中小企業	1,068 (100.0)	193 (18.1)	875 (81.9)
大企業	228 (100.0)	93 (40.8)	135 (59.2)

特別集計

～ 就業形態別集計 ～

本調査では、一般労働者を「正社員」及び「その他労働者」に区分して調査しており、これらの就業形態に「パートタイム労働者」を加えて集計した。就業形態別結果は以下のとおりである。



常用労働者に占める正社員、その他労働者、パートタイム労働者の人数、割合と派遣労働者

集計事業所(1,314 事業所)の常用労働者に占める「正社員」の割合は 68.2%、「その他労働者」の割合は 11.7%、「パートタイム労働者」の割合は 20.1%となっている。また、「派遣労働者」は 1,337 人で、派遣労働者がいる事業所の割合は 15.9%となっている。(表1)

派遣労働者を含めた全ての労働者に占める「正社員」の割合は 66.7%、「正社員以外」の割合は 33.3%となっている。(表2)

※ 表中において一般労働者は「一般」、その他労働者は「その他」、パートタイム労働者は「パート」と表現する。

表1 常用労働者に占める正社員、その他労働者、パートタイム労働者の割合と派遣労働者数

区 分	常用 労働者数	一般				パート		派遣 労働者数	派遣 労働者 がいる 事業所数	割合
		正社員	労働者 割合	その他	労働者 割合	パート	労働者 割合			
	人	人	%	人	%	人	%	人	事業所	%
産 業 計	60,636	41,347	68.2	7,078	11.7	12,211	20.1	1,337	209	15.9
鉱業、採石業、砂利採取業	272	229	84.2	41	15.1	2	0.7	9	1	33.3
建設業	5,137	4,744	92.3	261	5.1	132	2.6	72	15	7.8
製造業	16,679	12,921	77.5	2,112	12.7	1,646	9.9	726	54	23.6
電気・ガス・熱供給・水道業	259	234	90.3	8	3.1	17	6.6	9	1	16.7
情報通信業	932	887	95.2	25	2.7	20	2.1	34	6	35.3
運輸業、郵便業	3,002	2,223	74.1	195	6.5	584	19.5	9	7	9.7
卸売業、小売業	8,705	4,657	53.5	833	9.6	3,215	36.9	127	35	14.8
金融業、保険業	906	762	84.1	51	5.6	93	10.3	30	5	13.5
不動産業、物品賃貸業	350	228	65.1	24	6.9	98	28.0	4	1	6.3
学術研究、専門・技術サービス業	1,012	835	82.5	65	6.4	112	11.1	7	5	14.7
宿泊業、飲食サービス業	1,443	578	40.1	265	18.4	600	41.6	21	6	12.5
生活関連サービス業、娯楽業	1,155	502	43.5	282	24.4	371	32.1	7	3	9.1
教育、学習支援業	2,631	1,466	55.7	421	16.0	744	28.3	27	15	31.3
医療、福祉	11,956	7,631	63.8	1,320	11.0	3,005	25.1	239	47	19.7
複合サービス事業	1,901	1,585	83.4	240	12.6	76	4.0	1	1	4.3
サービス業(他に分類されないもの)	4,296	1,865	43.4	935	21.8	1,496	34.8	15	7	8.8

表2 全労働者(派遣労働者を含む)の産業別・性別・雇用形態別構成

区 分	計					男性					女性				
	全労働者数	うち 正社員	割合	うち 正社員以外	割合	男性	うち 正社員	割合	うち 正社員以外	割合	女性	うち 正社員	割合	うち 正社員以外	割合
	人	人	%	人	%	人	人	%	人	%	人	人	%	人	%
産 業 計	61,973	41,347	66.7	20,626	33.3	33,819	26,331	77.9	7,488	22.1	28,154	15,016	53.3	13,138	46.7
鉱業、採石業、砂利採取業	281	229	81.5	52	18.5	234	196	83.8	38	16.2	47	33	70.2	14	29.8
建 設 業	5,209	4,744	91.1	465	8.9	4,416	4,077	92.3	339	7.7	793	667	84.1	126	15.9
製 造 業	17,405	12,921	74.2	4,484	25.8	11,484	9,475	82.5	2,009	17.5	5,921	3,446	58.2	2,475	41.8
電気・ガス・熱供給・水道業	268	234	87.3	34	12.7	221	201	91.0	20	9.0	47	33	70.2	14	29.8
情報通信業	966	887	91.8	79	8.2	696	663	95.3	33	4.7	270	224	83.0	46	17.0
運輸業、郵便業	3,011	2,223	73.8	788	26.2	2,497	1,950	78.1	547	21.9	514	273	53.1	241	46.9
卸売業、小売業	8,832	4,657	52.7	4,175	47.3	4,312	3,131	72.6	1,181	27.4	4,520	1,526	33.8	2,994	66.2
金融業、保険業	936	762	81.4	174	18.6	397	373	94.0	24	6.0	539	389	72.2	150	27.8
不動産業、物品賃貸業	354	228	64.4	126	35.6	174	138	79.3	36	20.7	180	90	50.0	90	50.0
学術研究、専門・技術サービス業	1,019	835	81.9	184	18.1	662	599	90.5	63	9.5	357	236	66.1	121	33.9
宿泊業、飲食サービス業	1,464	578	39.5	886	60.5	580	305	52.6	275	47.4	884	273	30.9	611	69.1
生活関連サービス業、娯楽業	1,162	502	43.2	660	56.8	508	270	53.1	238	46.9	654	232	35.5	422	64.5
教育、学習支援業	2,658	1,466	55.2	1,192	44.8	1,040	622	59.8	418	40.2	1,618	844	52.2	774	47.8
医療、福祉	12,195	7,631	62.6	4,564	37.4	3,137	1,976	63.0	1,161	37.0	9,058	5,655	62.4	3,403	37.6
複合サービス事業	1,902	1,585	83.3	317	16.7	1,103	913	82.8	190	17.2	799	672	84.1	127	15.9
サービス業(他に分類されないもの)	4,311	1,865	43.3	2,446	56.7	2,358	1,442	61.2	916	38.8	1,953	423	21.7	1,530	78.3



新潟県賃金労働時間等実態調査票

新潟県統計報告
登録第2024-2号

(令和6年7月31日現在)

この調査票は、統計的に処理する以外の目的に使用することはなく、調査内容が外部に漏れることは一切ありませんので、個人情報は守られます。

※ この欄には記入しないでください。										
事業所番号			市町村コード			産業分類			企業規模	
1~4			5	6	7	8	9	10	11	

「記入要領」をご参考の上、調査票をご記入ください。
また、記入漏れ等がある場合、後日照会させていただく可能性もありますので、「写し」をお取りください。

※ 常用労働者9人以下の事業所は、回答の必要はありません。
お手数ですが、右の「9人以下」の欄にチェックをして、同封の返信用封筒で返送していただくか、その旨をお問い合わせ先まで電話でご連絡ください。

9人以下

- ◆ 調査票記入にあたってのお願い
- ・ **太枠で囲まれた部分が回答欄です。** 選択番号がある場合は○で囲み、空欄の場合は数字等を記入してください。
- ・ 調査事項は、特にことわりのない限り、**7月31日現在**の状況を回答してください。
- ・ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**8月30日(金)**までに投函してください。

1 企業全体の現況 (記入要領 1ページ目)

企業全体の常用労働者数				
1	2	3	4	5
10 〽 30人	31 〽 50人	51 〽 100人	101 〽 300人	301人 以上

資本金または出資金				
1	2	3	4	5
1,000万円 以下	1,000万円超 〽 5,000万円以下	5,000万円超 〽 1億円以下	1億円超 〽 3億円以下	3億円超

※ 「資本金または出資金」の概念のない法人等については記入不要です。

《設問2以下は、企業全体ではなく貴事業所についてのみ記入してください。》

※ 本社等で一括記入する場合でも、**調査対象になっている事業所**について記入してください。

2 事業所の現況 (記入要領 1ページ目)

事業所名		
所在地	(〒 -)	
業種又は 主要製品名		
記入担当者	所 属	TEL
	フリガナ	FAX

労働組合の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 1 ある	<input type="checkbox"/> 2 ない
---------	--	-------------------------------

	常用労働者数 ①+②+③	うち一般労働者数						うちパートタイム労働者数		※ 派遣労働者 数	
		正社員数		その他労働者数		うちパートタイム労働者数					
		①	うち障害者数	うち管理・監督的業務に従事する者※の数	②	うち障害者数	うち管理・監督的業務に従事する者※の数	③	うち障害者数		うち管理・監督的業務に従事する者※の数
男性		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女性		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※ 派遣労働者数は、派遣労働契約により派遣元会社から派遣されている労働者がいる場合に記入してください。

※ 「2 事業所の現況」以外の設問では、**派遣労働者は含めず、常用労働者についてのみ**記入してください。

※※ 「管理・監督的業務に従事する者」とは、会社の事務部門、生産部門のなかで、部長、課長、係長などのように監督的業務に従事する者をいいます。なお、生産部門においては作業に従事しない職長、組長などの監督的地位にある者を含みます。

3 新規学卒者の求人状況

(記入要領 3 ページ目)

(1) 令和6年度の新規学卒者（令和6年3月卒業）の求人状況を記入してください。

- 令和6年度、貴事業所で採用がなかった区分については空欄、または「0」と記入してください。

	求人数 (採用予定人員)				充足数 (採用人員)			
高校卒				人				人
大学卒				人				人
その他 (専門学校卒、短大卒等)				人				人

(2) (1)の求人活動で利用した媒体について、該当するものすべてに○をつけてください。

1	2	3	4	5	6
職業安定所 (ハローワーク)	ハローワーク インターネット サービス	民営職業紹介 所(学校を除く)	学校(専修学 校等も含む)	広告(求人情報 誌・インター ネット等も含 む)	その他(余白に具体的なものを記載)

4 初任給

(記入要領 3 ページ目)

令和6年度の新規学卒者の初任給額・採用者数を記入してください。

- 令和6年度、貴事業所に採用がなかった区分については空欄、または「0」と記入してください。
- 金額は、所定内賃金から家族手当、住宅手当、食事手当、物価手当、通勤手当を除いた額を記入してください。

	事務・技術				生産							
高校卒				円				円				人
専門学校卒				円				円				人
短大卒 高専卒				円				円				人
	うち県外短大・高専出身者数→								うち県外短大・高専出身者数→			
大学卒				円				円				人
	うち県外大学出身者数→								うち県外大学出身者数→			
大学院卒 (修士課程修了)				円				円				人
	うち県外大学院出身者数→								うち県外大学院出身者数→			

5 労働時間制度 (記入要領 4 ページ目)

複数の制度を採用している場合、または、日によって労働時間が異なる場合は、最も多くの一般労働者に、最も多く適用されている制度を記入してください。

(1) 1日・1週あたりの所定労働時間 (※所定労働時間は休憩時間を除きます。)

① 1日 時間 分 分

② 1週 時間 分 分

(2) 変形労働時間制を採用していますか。 (3) 採用している形態を2つまで選択してください。

1	採用している	→(3)へ	1	1ヶ月(4週間)単位の変形労働時間制
2	採用していない	→(4)へ	2	1年単位の変形労働時間制
			3	フレックスタイム制
			4	1週間単位の非定型的変形労働時間制 (30人未満の小売業、旅館、料理店、飲食店のみが該当)

(4) 一般労働者の週休制について、該当するものに○をつけてください。(1つだけ)

複数の週休制を採用している場合は、最も多くの一般労働者に適用されているものに○をつけてください。

1	2	3	4	5
週休1日制または週休1日半制	月1～3回週休2日制	完全週休2日制	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	その他(余白に具体的なものを記載)

(5) 勤務間インターバル制度を導入していますか。導入している場合は、実際の終業時刻から始業時刻までの間に空けることとしている具体的な時間を記入してください。間隔の時間を複数設けている場合は、最も短い間隔の時間を記入してください。

1	導入している	→ <input type="text"/> <input type="text"/> 時間 <input type="text"/> <input type="text"/> 分
2	導入を予定又は検討している	
3	導入予定はなく、検討もしていない	

6 年間休日数（記入要領 6 ページ目）

令和6年1月から令和6年12月までの1年間における休日数を記入してください。

- ・ 調査期間のカレンダーは、記入要領（14ページ）を参照してください。
- ・ 週休日、週休日以外の休日（国民の祝日、年末年始、夏季休暇などで企業の休日とされている日）の合計を記入してください。
- ・ 労働者の職種等によって年間休日数が異なる場合は、最も多くの常用労働者に適用されるものを記入してください。

区 分	日数
年間休日数合計	

7 年次有給休暇（記入要領 6 ページ目）

(1) 暦年で区切りとしている場合は令和5年1月から令和5年12月（又は年度で区切りとしている場合は令和5年度）の1年間における一般労働者の年次有給休暇の付与日数（前年の繰越分を除く）、取得日数の総計（延べ日数）を記入してください。

※時間単位で取得した分は、合計して日数に換算し、端数は四捨五入してください。

取得資格のある一般労働者数					人
付与日数の総計 （前年繰越分を除く）					日
取得日数の総計					日

(2) 年次有給休暇の取得促進等に向けて、導入している制度すべてに○をつけてください。

1	2	3	4
半日単位で取得できる制度	時間単位で取得できる制度	計画的に付与する制度	その他（余白に具体的なものを記載）

8 特別休暇制度（記入要領 7 ページ目）

年次有給休暇とは別に、下記のような特別休暇制度を導入していますか。導入しているものすべてに○をつけてください。

- ・ 就業規則、労働協約等に定めていない場合や、無給の場合も含まれます。

1	夏季休暇	2	病気休暇
3	リフレッシュ休暇	4	ボランティア休暇
5	教育訓練休暇（自己啓発のための休暇）	6	骨髄ドナー休暇
7	慶弔休暇（結婚、妻の出産、忌引）	8	記念日（誕生日、結婚記念日など）休暇
9	その他（余白に具体的なものを記載）		

9 多様で柔軟な働き方の導入状況

(記入要領 8 ページ目)

(1) 多様で柔軟な働き方の導入状況について、該当するものに○をつけてください

※育児・介護を行う者や特定の職種の者といった、一部の者に限定している場合も含まれます。

	導入 している	導入していない	
		今後導入を 検討している	導入を検討 していない
① 短時間勤務制度	1	2	3
② フレックスタイム制度	1	2	3
③ 始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	1	2	3
④ 年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度	1	2	3
⑤ 週休3日制	1	2	3
⑥ 勤務地、職務、勤務時間を限定した働き方	1	2	3
⑦ 裁量労働制	1	2	3
⑧ テレワーク	1	2	3
⑨ 副業・兼業の解禁	1	2	3
⑩ 単日・短時間労働（ギグワーカーの受入）	1	2	3
⑪ その他 導入しているもの（ ）			
⑫ その他 今後導入を検討しているもの（ ）			

(2) (1)⑧テレワークの導入状況で「導入している」または「今後導入を検討している」と回答した企業にお尋ねします。①から③のそれぞれについて、該当するものに○をつけてください。

※ テレワークとは、貴社建物から離れたところに居ながら、通信ネットワークを活用することにより、貴社建物内で勤務する場合とほぼ同等の仕事ができる勤務形態のことです。

①在宅勤務…終日在宅勤務のほか、1日の勤務時間のうち、一度オフィスに出勤、もしくは顧客訪問や会議参加などをしつつ、一部の時間は自宅で業務を行う「部分在宅勤務」も該当します。

②サテライトオフィス勤務…所属するオフィス以外の他のオフィスやシェアオフィス、コワーキングスペース、遠隔勤務用の施設を就業場所とする働き方。

③モバイルワーク…営業活動などで外出中に作業する場合。営業職などの従業員がオフィスに戻らずに移動中の交通機関や駅・カフェなどでメールや日報の作成などの業務を行う形態も該当します。

	導入している	導入していない	
		今後導入を 検討している	導入を検討 していない
① 在宅勤務	1	2	3
② サテライト オフィス勤務	1	2	3
③ モバイル ワーク	1	2	3

(3) (1)⑧テレワークの導入状況で「導入している」または「今後導入を検討している」と回答した企業はテレワークの導入における課題について、「導入を検討していない」と回答した企業はテレワークの導入を検討していない理由について、お尋ねします。該当するものすべてに○をつけてください。

1	テレワークに適した仕事がない
2	業務の進行が難しい
3	導入するメリットがよく分からない
4	社員の評価が難しい
5	社内のコミュニケーションに支障がある
6	周囲の社員にしわ寄せがある
7	労働組合や社員から要望がない
8	情報漏えいが心配
9	顧客など外部への対応に支障がある
10	費用がかかりすぎる
11	人事制度導入に手間がかかる
12	給与計算が難しい
13	文書の電子化が進んでいない
14	その他 ()

10 育児休業制度・育児のための休暇制度

(記入要領 10ページ目)

育児休業制度または育児のための休暇制度（配偶者出産休暇、こどもの看護休暇、こどものイベント休暇など）の利用状況についてお尋ねします。（いない場合は空欄、または「0」と記入してください。）

①「出産者」…令和4年8月1日から令和5年7月31日までに子どもが生まれた労働者(男性の場合は配偶者が出産した場合)の数を記入してください。

②「利用者」…①のうち、令和6年7月31日までの間に育児休業を開始した者または育児のための休暇制度の利用を開始した者の数を記入してください（同一の者が複数の制度を利用した場合または同一の制度を複数回利用した場合は、延べ人数ではなく、実人数で回答）。（申し出をしている者を含む。）

③「うち育児休業制度の利用者」…②のうち、令和6年7月31日までに育児休業を開始した者の数を記入してください。（申し出をしている者を含む。）

		女性			男性		
①	出産者			人			人
②	育児休業制度または育児のための休暇制度の利用者			人			人
③	上記②利用者のうち、育児休業制度の利用者			人			人

11 仕事と家庭の両立のための支援制度 (記入要領 11ページ目)

(1) 働きながら育児を行う従業員に対する支援制度について、暦年で区切りとしている場合は令和5年1月から令和5年12月(又は年度で区切りとしている場合は令和5年度)における利用実績の有無、制度に関する規定の有無(就業規則、労働協約等で明文化されているもの)、利用できる期間について該当するものに○をつけてください。
 ※利用実績の有無に関わらず、規定の有無についてもご回答ください。

	利用実績の有無		就業規則等に規定あり				就業規則等に規定なし
			制度を利用できる対象となる子の年齢の上限				
	あり	なし	~3歳未満	子が3歳~小学校就学前まで	子が小学校入学~卒業まで	子が小学校卒業以降も利用可	
①短時間勤務制度	1	2	A	B	C	D	E
②所定外労働の制限	1	2	A	B	C	D	E
③フレックスタイム制	1	2	A	B	C	D	E
④始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	1	2	A	B	C	D	E
⑤年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度	1	2	A	B	C	D	E
⑥事業所内託児所	1	2	A	B	C	D	E
⑦育児に要する経費の援助措置	1	2	A	B	C	D	E
⑧在宅勤務・テレワーク	1	2	A	B	C	D	E
⑨その他 ()	1	2	A	B	C	D	E

(2) 子の看護休暇制度について、暦年で区切りとしている場合は令和5年1月から令和5年12月(又は年度で区切りとしている場合は令和5年度)における利用実績の有無、制度に関する規定の有無(就業規則、労働協約等で明文化されているもの)、利用できる期間について該当するものに○をつけてください。
 ※利用実績の有無に関わらず、規定の有無についてもご回答ください。

利用実績の有無		就業規則等に規定あり			就業規則等に規定なし
		制度を利用できる対象となる子の年齢の上限			
あり	なし	小学校就学前まで	子が小学校入学~卒業まで	子が小学校卒業以降も利用可	
1	2	A	B	C	D

(3) (2)で「就業規則等に規定あり」と回答した企業にお尋ねします。休暇期間中の賃金の支払いはありますか。

休暇期間中の賃金の有無	
有給	無給
1	2

(4) 働きながら介護を行う従業員に対する支援制度について、暦年で区切りとしている場合は令和5年1月から令和5年12月（又は年度で区切りとしている場合は令和5年度）における利用実績の有無、制度に関する規定の有無（就業規則、労働協約等で明文化されているもの）について該当するものに○をつけてください。

※利用実績の有無に関わらず、規定の有無についてもご回答ください。

	利用実績の有無		就業規則等への規定の有無	
	あり	なし	あり	なし
①短時間勤務制度	1	2	A	B
②フレックスタイム制	1	2	A	B
③始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	1	2	A	B
④介護休暇制度	1	2	A	B
⑤所定外労働の制限	1	2	A	B
⑥年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度	1	2	A	B
⑦在宅勤務・テレワーク	1	2	A	B
⑧再雇用制度	1	2	A	B
⑨介護に要する経費の援助措置	1	2	A	B
⑩その他（ ）	1	2	A	B

(5) 介護休業制度について、暦年で区切りとしている場合は令和5年1月から令和5年12月（又は年度で区切りとしている場合は令和5年度）までの間に介護休業を開始した者の延べ人数を記入してください

（いない場合は空欄、または「0」と記入してください。）

女性			男性		
		人			人

12 職場のハラスメント

(記入要領 13ページ目)

- (1) 令和5年4月から令和6年3月までの1年間に、労働者からハラスメントに関わる相談や訴えを受けたことがありますか。

1	あ る	→(2)の設問へお進みください
2	な い	→(3)の設問へお進みください

- (2) 相談や訴えがあったハラスメントの種類で該当するものすべてに○をつけてください。

1	パワーハラスメント
2	セクシュアルハラスメント
3	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント
4	介護休業等に関するハラスメント
5	顧客等からの著しい迷惑行為 (いわゆるカスタマーハラスメント)

- (3) 貴事業所では、顧客等からの著しい迷惑行為 (カスタマーハラスメント) についての被害を防止する取組を行っていますか。

1	行っている (余白に具体的なものを記載)
2	行っていない

ご協力ありがとうございました。

令和6年度
新潟県賃金労働時間等実態調査結果報告書

令和7年3月発行

編集 新潟県産業労働部しごと定住促進課
発行 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
〒950-8570
電話 025(280)5260
e-mail ngt050050@pref.niigata.lg.jp
ホームページ:<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/>
